

歌木簡の実態とその機能

栄原 永遠男

一 はじめに

さきにわたくしは、美夫君志会の全国大会において、「木簡として見た歌木簡」と題して報告を行う機会にめぐまれた（以下、前報告）。その内容は、加筆修正の上、『美夫君志』七五号に同名で掲載された（以下、前稿⁽¹⁾）。

これらにおけるわたくしの基本的立場は、つぎの二点であった。

第一に、歌らしきものが書かれている木簡をそのものとして観察すべきである。その上で、木簡という材に搭載されている文字とその記載内容について検討すべきである。そのことによって、木簡に歌やその一部が書かれることの意味も見えてくるであろう。従来の研究では、これらの観点からする検討が不十分であった。

第二に、木簡に書かれた歌やその一部を、機械的に習書・落書とすべきではない。こうしたことは、第一点と連動して、従来の研究に顕著な傾向であった。しかし、これは、木簡上の歌やその一部を

無前提に性格規定してしまうことにほかならず、研究に暗黙のブレーキをかけてきたと考える。

以上の立場から、各地で出土している木簡を実物について観察してきたが、前報告と前稿では、そのうち、都城やその周辺で出土したものにすぎた。つぎの七点である。

- 1 はるくさ木簡（前期難波宮跡内）
- 2 なにはつ木簡（石神遺跡）
- 3 なにはつ木簡（藤原京跡）
- 4 たたなづく木簡（藤原宮跡）
- 5 両面なにはつ木簡（平城宮跡）
- 6 玉に有れば木簡（平城京跡）
- 7 ものさし転用木簡（平城宮東張出部）

前報告と前稿では、これらの木簡の実物に即した観察結果と、それにもとづく考察をふまえて、従来単純に習書・墨書としてあつかわれてきた歌が書かれた木簡を、荷札木簡や文書木簡などと並んで、歌を書くための「歌木簡」という木簡の一類型としてとらえるべき

であることを主張した。

また、前稿では、「歌木簡」の属性を明らかにすることに努めた。その要点は、

a 「歌木簡」は、原則として表裏とも何も書かれていない材を使用した。

b 二尺あるいは二尺半に及ぶ大きな材が用意されることが多かった。

c 歌は片面のみに一行で書かれた。

d 「歌木簡」はある種の典礼の場で使用された。

e 出席官人が官司に持ち帰り、そこで二次利用された。大型のゆえに二次利用される可能性が高く、そのため原形のまま残る確率が低かった。

f 「なにはつの歌」は、寿歌として、典礼の場で唱和されたのではない。

g 「歌木簡」には、推敲をへた歌が書かれた。このような歌の群れが広く存在し、『万葉集』に収められているような歌の裾野を形成していた。

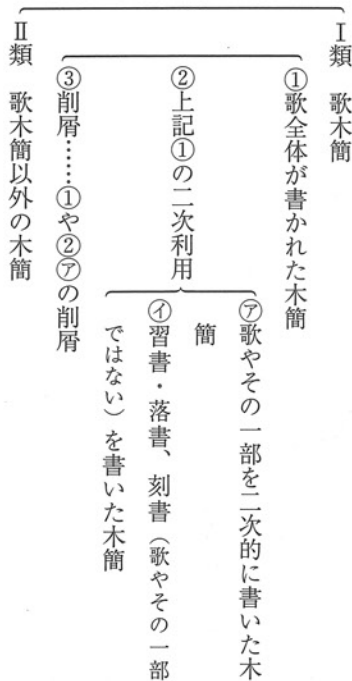
h 「歌木簡」と、歌の一部らしきものが書かれた木簡とは、区別すべきである。

などである。

このうちhについては、「歌木簡」について定義し、その性格・

機能を考え、議論が混乱をきたさないようにすることを意図している。そのために、関係木簡を以下のように分類したい。なお、前稿では、木簡に書かれた歌やその一部その他の文字に注目して分類したが、本稿では、木簡そのものに即して分類した。

その場合、留意すべきことは、出土した木簡は、当初の木簡の断片にすぎないことが多いことである。人為的な切断や廃棄後発見されるまでの間の偶然的なワレやオレなどの結果として生じた断片や、それに書かれている文字のみを対象にして分類しても、正確な分類にはならない。切断・ワレ・オレの前の状態を念頭に置いて分類する必要がある。そのためには、出土した断片をよく観察して、当初の姿を復原する必要がある。



④歌の一部を習書・落書した木簡

⑤本来の墨書（歌やその一部ではない）の余白や裏面に歌の一部を書いた木簡

⑥上記④の余白や裏面に歌の一部を書いた木簡

⑦上記④⑥や⑤の歌の一部の部分の削屑

以上のすべての場合において、完形で出土するとは限らない。現実には、切断されたり折れたり割れたりして、もとの木簡の一部分しか出土しないのが通例である。

この分類に関連して、私見を述べておきたい。

第一に、私がある存在を主張している「歌木簡」とは、初めから歌を書くことを意図して材を用意し、実際に歌を書き込んだ木簡のことである。この分類では、厳密にはⅠ類①のみが該当する。

しかし、Ⅰ類については、Ⅰ類①がそのまま完形または完形に近い形で出土した事例は、現在までのところない。みなⅠ類①が二次利用されたⅠ類②のどれかの状態で出土している。つまり、本来の用途に使用されたままの状態で出土した事例はこれまでになく、すべて二次利用された後の状態で出土しているのである。そこで、私は、Ⅰ類②も、「歌木簡」の姿をとどめているという意味で、「歌木簡」と称することとしている。

Ⅰ類②の木簡を詳細に観察することによって、その二次利用の

状況からⅠ類①の姿を復原し、その作業を通じて、「歌木簡」の性格・機能を明らかにすることができると考える。

第二に、木簡に書かれた歌の一部の中には、Ⅱ類のようにあきらかに習書・落書と見られるものがある。これらは、Ⅰ類とは機能・性格が異なるであろう。⁽²⁾この両者を弁別することが、木簡に書かれた歌やその一部の性格・機能を、全体として認識する上で重要である。

第三に、木簡に歌の一部が書かれているだけで、それらをすべて「歌木簡」とすることは、議論を混乱させる。それが書かれている木簡の断片は、一瞥しただけでは、Ⅰ類の断片なのかⅡ類の断片なのかはわからない。その断片をよく観察してもとの姿を復原し、その上でどの類型に属するかを判断し、その次に、書かれている歌の一部の性格を検討するのが手順であろう。

私は、美夫君志会の前報告をうけて、二〇〇七年二月一日の木簡学会大会において、「歌木簡の実態とその機能」と題して報告した。そこでは、Ⅰ類のうち、前稿で取りあげなかった畿外出土の「歌木簡」の検討、Ⅱ類の歌の一部が書かれた木簡の検討、の二点を課題とした。本稿は、その後の知見を加えて、この報告と前報告・前稿をふまえて、あらためて「歌木簡」の分類、性格、機能などについて再考することを目的としている。

なお、掲載写真は、それぞれの関係機関の了解のもとに提供を

受けたものである。対象木簡のa面、b面は、先に書かれた一次面、後から書かれた二次面という意味ではなく、原則として各報告書・概報類が右側に提示している写真・釈文をa面、左側のものをb面としている。また、左右を示す場合は、すべてa面を基準としている。

二 畿外出土の歌木簡

前稿では、上述のように、都城やその周辺で出土した七点の「歌木簡」を取りあげ、その観察結果とそれにもとづく考察を述べた。これを受けて、本節では、畿外で出土した「歌木簡」を、七道の順に取りあげる。

(1) あさかやま木簡（宮町遺跡）

この木簡は、滋賀県甲賀市信楽町の宮町遺跡第22次発掘調査において、一九九七年（平成九）に、紫香楽宮の基幹排水路とされている西大溝SD二二一一三から出土した。その後、紫香楽宮跡調査委員会のもとに設けられている木簡検討小委員会⁽³⁾における検討をふまえて、岩宮隆司氏によって『木簡研究』第二二号（二〇〇〇年・平成二二年一月）に報告された。⁽⁴⁾

奈邇波ツル 801

□□夜古 801

この二点については、「木質や墨痕より同一木簡の削屑と考えられる」と説明され、型式番号が示すように、当時は削屑と認識されていた。この二点は、その後さらに『宮町遺跡出土木簡概報⁽⁵⁾』において報告された。それには、写真とともに、次のように一つにまとめた釈文が掲載されている。この時点でも、削屑という認識は変わっていない。

奈邇波ツル…□□夜古 801

その後、二〇〇七年（平成一九）二月一日に、甲賀市教育委員会の鈴木良章氏とともに、黄瀬文化財作業所において、赤外線テレビを用いてこの木簡を熟覧することができた。その結果、「奈邇波ツル」とある断片の裏面に、肉眼で「阿佐可」の三文字があることを認め、赤外線テレビでさらに「夜」の文字を確認した。その後、奈良文化財研究所の史料研究室による検討・釈読、甲賀市教育委員会による内部的な検討会をへて、次のように釈文を確定するにいたった。⁽⁶⁾（図1）

a. 奈邇波ツル…^[久カ]□夜^[母カ]己能波□□由己□×
b. 阿佐可夜…□□流夜真×

(79+140)・22・1 081

西大溝については、これまで第一九、二〇、二二―二五次調査が実施され、木簡二〇〇点、削屑五八九八点（うち第二二次調査分は、

木簡五点、削屑一三〇点）が出土している。このうち年紀のある木簡は一四点で、いずれも天平十五～十六年（七四三～七四四）のものである。⁽⁷⁾ その中に、つぎのような天平十六年の隠岐国の調餼荷札が出土している。

〔 〕 隠伎国役道郡 武良郷伊我マ都支波 調餼六斤 天平十六年

206・25・6 031

賦役令集解 3 調庸物条古記所引民部省式によると、当時隠岐国は遠国であり、養老賦役令 3 調庸物条では、調庸の納入期限は、遠国は二月三〇日であった。天平後半のこのころは、まだ調庸違反は表面化していないので、この納入期限はほぼ守られていたと見て差し支えあるまい。これによると、この木簡が付された隠岐国の調は天平一六年末以前に納入され、中身の使用にあたって、荷札ともども包装材が廃棄されたと見られる。

一方、西大溝は、焼けた太い枝や根が大量に投棄されて埋め立てられている。その西岸では、溝の方位に一致する掘立柱建物が検出されているので、埋め立て後も造営工事が行われていたと推定できる。造営工事は、天平一七年五月に聖武天皇が平城京へ移るまで続けられたと見られるので、埋め立てはそれ以前ということになる。したがって、さきの隠岐国の調荷札が堆積したのは、さらにそれ以前の西大溝が機能していた時期ということになる。その時期は厳密に確定することはできないが、およそ天平一六年末から一七年初と

推定されよう。そうすると、本木簡が埋没した下限も、同様に考えることができる。

観察の所見は次の通りである。

- (1) 現状では上下二片に分かれている（以下、上片、下片）。
- (2) この二片は、木目、色調、材質、洗いによる取りあげ時のガラスプレート上の配置などから見て、同一木簡の別断片である。
- (3) 上端はオレている。
- (4) 下端は焼損している。
- (5) 左右両辺ともワレている。
- (6) 材の厚さは1ミリ以下と、かなり薄い。
- (7) 上片のa面二字目にはシンニュウがあり、下片四字目は「能」字を使用している。また、現状で下片の下から2文字目の「己」の3画目で墨継ぎをしている。
- (8) 下片のb面の一画下の文字は、その下半分が焼損しているが、第五画目のヨコボウ部分が残っているので、「古」ではなく「真」で確かである。同じく下から三文字目は、サンズイの文字であり、「流」である。
- (9) a b両面の文字の書き出しの位置は、a面の方がやや高い。
- (10) a b両面の文字の同筆・別筆関係については、両面に共通する「夜」について比較すると、似ている感がある。しかし、その他の文字については、筆遣い、文字の大きさ、雰囲気異に

しており、上述の検討会では別筆とする意見が強かった。

以上の所見から、次の諸点を導くことができる。

第一に、表裏に文字が書かれているので、従来の削屑とする理解をあらためて、木簡としなくてはならない。

第二に、a面に書かれている歌は「なにはつの歌」として問題ない。

第三に、b面の文字は、上片が「阿佐可夜」、下片の下三文字は、(8)のように「流夜真」であるので、「あさかやまかげさへみゆるやまのゐのあさきころをわがおもはなくに」(『万葉集』巻一六—三八〇七)の「あさかや」「るやま」に対応する。この点から見ても、b面には「あさかやまの歌」が書かれているとみてよい。

第四に、第二、第三から、同一木簡の表裏に、「なにはつの歌」と「あさかやまの歌」が書かれていたことになる。

第五に、原寸大の赤外線写真上で、もとの長さを比例計算した⁽⁸⁾。その場合、分離している上下二片の本来の間隔は不明であるので、同一断片上で、しかも文字全体が残っている部分について計測する必要がある。これによると、a面では、上片の「奈」は上半を欠くので除外し、「迹波ツル」の四文字部分で計測すると六〇ミリである。「なにはつの歌」の全体三一文字を書くためには、比例計算によると四六五ミリを要することになる。また、下片の「夜己能波□□由己」の部分の八文字で一〇七ミリであるので、同様に四一五ミ

リを要することになる。

第六に、同様にb面では、「阿佐可夜」の部分の四文字で六六ミリであるので、「あさかやまの歌」三三文字を書くためには五二八ミリを要する計算となる。また、下片の「真」は下半を欠くが、「流夜」の二文字で三四ミリであるので、同じく五四四ミリを要する計算となる。

第七に、(3)のように、上端はオレているので、本来の材の上端部からのa b両面それぞれの書き出しの位置は、正確には不明である。しかし、(9)のように、書き出し位置の高いa面において、本来の材の上端から若干の間隔を置いて書き始めたとなると、そのことは、b面においては、本来の材の上端から書き出しの位置までの間隔(すなわち余白)が、a面よりも大きいことを意味する。b面には「あさかやまの歌」がバランスよく書かれていたであろうから、上端部の余白に相応する下端部の余白が存在したと見てよからう。第五、第六の比例計算の結果は、文字部分についてのみの数値であるから、本来の材の長さは、これに余白部分を加えて考える必要がある。そうすると、第六のように、「あさかやまの歌」全体を書くためには五三―四センチ程度を要する計算となるから、これに相応の余白を加えると、本来の材の全長は約二尺と推定されることになる。

第八に、a b両面の先後関係を、木簡それ自体から決めることは、現在のところ私にはできない。また、用字、書風についても検討し

たが、同様であった。そこで、歌そのものを手がかりとしたい。「なにはつの歌」は、『古今和歌集』仮名序によると歌の父とされ、公の場で歌われるのにふさわしい歌であるのに対して、「あさかやまの歌」は歌の母とされ、私の場にふさわしい歌である。また、「なにはつの歌」を当初は片面のみに書いた「歌木簡」は、他にも出土している。⁽⁹⁾これらの点から、a面の「なにはつの歌」が先に書かれたと推定しておきたい。

第九に、厚さ一ミリ以下という材の薄さについて、もとの材の長さを二尺と推定した場合、その長さを維持しうるのか疑問であった。しかし、桑原和夫氏のご協力によって、厚さ一ミリ、長さ六〇センチ、幅三センチの檜材を造っていただいた。それによると、わたくしにとっても意外なほどしっかりしており、儀式や歌宴の場で手に持って詠うという所作を想定しても、十分にその用を果たしうることが確認できた。⁽¹⁰⁾

第一〇に、古代において長さ二尺、幅一寸、厚さ一ミリの材を造りうるかという技術的な問題がある。これについては、奈良文化財研究所で鋳を用いて試作した板材を拝見することができた。厳密な検討が必要であるが、鋳を使用することで可能であると思われるとの見通しを、とりあえずは持つことができた。

これらからすると、この木簡は、次のような経緯をたどって現状に至ったと考えられる。

1 まず長さ約二尺、幅約一寸、厚さ一ミリ程度の材が用意された。

2 その片面に「なにはつの歌」が書かれた。

3 官人はそれを持参して儀式・歌宴に参列した。

4 官人は、「歌木簡」を手に持って「なにはつの歌」を朗詠した。

5 儀式・歌宴が終わると、官人は「歌木簡」を持ち帰った。

6 「歌木簡」は持ち帰り先で再利用され、裏面に「あさかやまの歌」が書かれた。

7 「あさかやまの歌」の面が別の場⁽¹¹⁾で利用された後、廃棄され焼却された。

8 灰や燃え残り部分は棄てられたが、何らかの事情で流れだし、西大溝に入り堆積した。

以上によると、この木簡はI類②Aに分類される「歌木簡」であるとみることができると。また、表裏の歌で享受の場が異なると考えられることは、「歌木簡」の機能を理解する上で重要である。この点は、第五節で再度取りあげたい。

(2) なにはつ木簡(西河原宮ノ内遺跡)

この木簡は、滋賀県野洲市西河原(旧野洲郡中主町西河原)において、一般県道荒見上野近江八幡線単独道路改良工事にもなっ

成八年度（一九九六）に行われた調査で、第二面の溝S-112から多量の木片とともに出土した。出土地点については「木工生産が周辺で行われていた可能性が指摘できる」とされている。⁽¹²⁾ 釈文と量量（長さ・幅）は、次の通りである（図2）。また、木簡の時期は、奈良時代後半とされている。

奈良波都尔佐

14・32 091

この木簡については、二〇〇七年八月二日に安土城考古博物館において、同所の大橋信弥氏とともに拝見することができた。その所見は以下の通りである。

- (1) 削屑である。上方が厚く下方が薄く、下方から上端に向かって刃物を入れてはぎ取っている。
- (2) 「奈良波」の三文字が書かれた部分は一つの破片であるが、「都尔佐」の部分は、これとは分離した上でいくつかの破片に分かれている。したがって、確実な計測値がえられるのは前者の部分である。
- (3) 後者のなかには、わずかに色調が異なるものがあるが、木目の状況はよく似ており、別の木簡の削屑とするまでの積極的根拠はない。
- (4) 「奈良波」が書かれた破片は、「波」の字の左下部分で材が下方につづいている。その部分の表面は剝離しているので、この剝離部分に「都尔佐」の部分が重なる可能性がある。

(5) 上端は斜めに切られている。

(6) 右側面は、一部にもとの木簡の右側面が保存されているように見えるが、確証はない。

(7) 左側面では、もとの木簡の左側面は保存されていない。以上から、次の諸点が考えられる。

第一に、この削屑の上端部は、(5)のように斜めに切られているが、削屑をわざわざ切断するのは不自然であるから、もとの木簡の上端部が保存されていると考えられる。したがって、「なにはつの歌」は、もとの木簡の材の上端部から書き始められていたことになる。

第二に、このもとの木簡については、「歌木簡」と見る場合とそうでないとする場合とに分けて検討する必要がある（図3）。

①もとの木簡が「歌木簡」である場合

歌の書かれ方は不明だが、他の「歌木簡」の例からおして、片面に一行で書かれていた可能性が高い。そうすると、「奈良波」の三文字は約七二―七四ミリの間に書かれているので、比例計算すると、三一文字では、文字の書かれている部分は約七四―七七センチとなる。これによると、もとの木簡は約二尺半ほどの大きな材に歌を書いた「歌木簡」であったと推定できることになる。「歌木簡」が用途を果たしたあと、二次利用されるにあたって、歌の墨書が削り取られたのである。その場合、この削屑はⅠ類③に分類されることになる。

⑥もとの木簡が「歌木簡」ではない場合

この削屑は、別の用途で作成された木簡の余白に書き込まれた歌の習書・落書(Ⅱ類④エ)の一部であることになる(Ⅱ類④⑤)。

以上のいずれの場合が妥当か、にわかに決めがたい。しかし、もとの木簡の上端部から「都尔佐」の部分まで含めると、約一四センチにわたって「なにはつの歌」が書かれていたことは確かである。そうすると、⑥の場合では、「奈尔波都尔佐」の文字は余白に書かれたと想定するのであるから、もとの木簡の本来の墨書(歌以外)は、上端から約一四センチもの範囲には書かれていなかったことになる。これはやや不自然である。

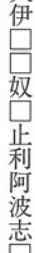
この点から見て、もとの木簡は、①の場合、すなわち「歌木簡」であった可能性があるのではなからうか。

(3) はるなれば木簡(秋田城跡)

秋田市寺内の秋田城跡で、平成元年(一九八九)四月から同二年一二月まで行われた第五四次調査において、この木簡は外郭東門跡の外側で検出された大規模な土取り穴SG一〇三一の埋土中から出土した。伴出した年紀木簡の年紀は、延暦一〇年(七九一)〜同一四年の間に集中している。⁽¹³⁾この木簡は年紀を欠くが、この時期のものと思われる。

秋田城跡調査事務所による現在の釈文は、次の通りである。⁽¹⁴⁾

a. 

b. 由米余伊母波夜久伊  止利阿波志  (181)・20・6 081

この新釈文については、次のように指摘されている。

(イ) a面七字目は、従来は「河」としていたが、残画が少ないので「万」に近い。

(ロ) a面九字目は、従来は「波」としてきたが、不詳。

(ハ) a面一〇字目は「河」でもよい。

(ニ) b面一二目は、従来は「始」としてきたが「奴」である。

(ホ) b面一〇字目は、従来は「和」としたが、ツクリは「口」ではない。

(ヘ) b面一六文字目は、従来は「河」としたが「阿」に近い。

この木簡については、二度にわたって秋田城跡調査事務所において、赤外線テレビ装置を使って実見することができた(図4)。一回目は二〇〇七年六月一日に同所の伊藤武士氏と秋田大学教授渡部育子氏に、二回目は同年一〇月三十一日にふたたび伊藤武士氏にご同席いただいた。その所見は、以下の通りである。

(1) 上端は、b面側から刃物を入れてキリオリしている。

(2) 下端はオレている。

(3) 左側面の上端から下方に約四センチまでの部分は、整形面が

残っている。その下方約三分の二部分の左側部分は、三段にわたって欠損している。

(4) 左側面の整形部分には、現時点では釈読できないが、四文字程度の墨痕がある。その一番上の墨痕は、木簡の上端近くにある。木簡の左側面の最上端部分は摩滅していて、この墨痕が(1)のキリオリによって切られているのかどうかは、確かめられなかった。また、これらの墨痕の少なくとも左側(b面側)は切れている。

(5) 現状では、a b両面とも材の整形度は高い。

(6) a面の右端の「波」「流」の間付近、第九字目と第一〇字目の間、上端から約一三センチの部分の三カ所のそれぞれ右側に墨痕がある。⁽¹⁵⁾

(7) 右側面はワレている。ただし、そのワレ面は比較的なめらかで、(3)で述べた左側面の欠損部分のワレ面が凹凸に富んでいるのとは、状況が異なっている。

(8) a b両面で共通する文字は「波」「伊」「志」の三文字である。これらと比較すると、詳細は後述するが、書き方が異なり、異筆であると判断される。

(9) a面の文字は、下に行くにつれて小さくなっているが、それでもb面の文字の方が小さい印象を受ける。
以上から、次の諸点を指摘することができる。

第一に、(4)のように、左側面に墨痕があり、それが切れているということは、木簡の材を作り出したもの材木(以下、原材という)の表面に文字が書かれており、そこからおそらく複数の板材を割り取ったと考えられる。

第二に、(1)のように、上端がキリオリされているから、原材から割り取られた板材は、その時点では、現状の木簡のさらに上方に続いていたことになる。

第三に、下端は折れているが、その箇所はb面では文字の中ほどにあたる。したがって、板材は、さらに下方につづいていたことになる。

第四に、a面右端部分の三カ所の墨痕は、ケズリ残りで見られるすなわち、現在みられる歌が書かれる前に、a面には何らかの別の墨書があつたことになる。それを不十分ながら削り取って再使用したのである。ケズリ残りは右側の端近くにあり、右側はワレているので、削られる前の文字は、さらに右方向につながっていたと見られる。最初の段階の板材は、さらに右に広がっていたことは確かである。第五に、右側面はワレているので、板材がもとはどれほどの幅であつたのか明らかでない。幅が大きい場合には、板材をタテワリにして木簡用の材を作った可能性がある。しかし、幅がもともと木簡用の材一本分であつたとすると、原材の幅も同じであつたことになる。このいずれであつたのかは明らかではない。

第六に、上記第一―四や、後述するように、木簡のもとの大きさは大きなものであったと推測される。そうすると、そのような材を割取った原材は、かなり大きなものであったと考えられる。たとえば、番付や記号などの書かれた柱の部材や、三面もしくは四面を利用した大型の分厚い木簡などが想定できる。

第七に、上端は原形を保っているから、a b両面とも、上端から歌が書き始められたことになる。

第八に、(7)からすると、左側面のワレと右側面のワレは、同時ではない可能性を考える必要がある。

第九に、a面では、現状でも左寄りであるが、もとは幅が現状より右側に広がったから、さらに左に寄せて書かれたことになる。しかし、左側面の一部に原形が残っているのであるから、さらに左側にもう一行書く余裕はない。したがって、a面の歌は、材の左辺近くに一行で書かれたことになる。

第一〇に、b面では、左側にさらに広がる材の右に寄せて歌が書かれたことになる。したがって、左側にもう一行以上書きうる余地があることになるが、そこには墨痕はない。したがって、b面の歌も一行で書かれていたことになる。

第一一一に、(8)で指摘した文字の書き方の違いとは、次のような点である。

- ① a面の第一字と第五字の「波」は、いずれもサンズイの第一

画を斜め左上から右下方向にいた後に、第二画と第三画を続けて書いている。このサンズイの書き方は、a面第二字「流」の場合にも共通している。これに対して、b面第六字目と第七字目の「波」のサンズイは、第一―三画がいつしよになってタテボウのみになっている。

- ② 「伊」の字でa b両面を比較すると、a面第六字目のニンベンの第一画は、斜め左上方向から筆を入れたあと、左下方向にカーブさせて書いている。これに対して、b面の第四字目と第九字目では、右上方向から筆を入れ、左下方向に書いている。

- ③ a面第八字目とb面第一八字目の「志」を比較すると、後者では第二画のタテボウが第三画のヨコボウを突き抜けているのに対して、前者ではそのようなことはない。

これらの点からすると、a b面の文字は異筆と見るのがよい。(9)に指摘した文字の大きさのちがいも、これと関係があるのであろう。これによると、a面の歌とb面の歌とは、時間差をもって書かれたということになる。

第一一二に、a面の冒頭五文字で約五七ミリであるので、比例計算すると、三一文字では約三五センチほどになる。b面では、上から六文字で約五八ミリであるので、比例計算では約三〇センチを要することとなる。

第一三に、これまでに指摘したところでは、a b両面のいずれが

先に書かれたのかは、まだ明らかになっていないので、この点を検討したい。

④先にb面の歌が書かれたと仮定する場合

b面の歌を書くために材を用意する場合、上記のように、約一尺の長さでよい。しかしこの長さでは、a面の文字の大きさでは、a面の歌は書ききれない。約一尺の長さの材にa面の歌が書けるためには、b面の文字と同じ程度か、それより小さい文字でなければならない。ところが、a面の文字はb面の文字より大きい。それでも歌がa面に書いたのは、b面において、歌を書いた部分の下部に余白があったと考えることによって説明できる。すなわち、先にb面が書かれても、その下部に余白のある材が用意されたと想定すれば、後になってもa面には十分に歌が書けたはずである。

⑤先にa面が書かれたと仮定する場合

a面からの推定の方が長いので後でb面の歌は問題なく書ける。以上の検討によると、結局、a b面のいずれが先に書かれたのかは、木簡の現状からは決められないことになる。しかし、a面の文字の方が緊張度が高いとみられることからすると、a面が先に書かれた可能性がある。

また、これまでに知られている「歌木簡」は、管見のかぎりで一点である。それに最初に書かれた歌は、八点が「なにはつの歌」、

この木簡を含めて七点がその他の歌である。「なにはつの歌」が春をこほぐ歌であり、前期難波宮跡から出土した「はるくさ木簡」⁽¹⁵⁾も春に関わる歌であることを重視すると、この木簡のa面の歌が春に関わる歌であることは見すごせない。この点からも、a面が先に書かれたと見ておきたい。

第一五に、a b面が異筆であるとすると、(5)で指摘した両面の整形は、これを一連の作業と見る必要はかならずしもない。a面の整形は、その面に文字を書く際のものであるが、その時点でb面に文字が書かれるかどうかは決まっていなかったはずである。したがって、b面の整形は、b面に文字を書くに当たってなされたと推定しておきたい。

以上によると、この木簡が現状に至った経緯は、確定できない部分が残っているが、次のように整理することができる(図5)。

1 墨書のある原材から、板材が割り取られた。この板材は、いま検討の対象としている歌の書かれた木簡よりも、上方・下方と右方にさらに続く大きなものであった。

2 この板材を、キリオリなどによって分割して木簡用の材を作った。板材の幅が不明であるので、タテワリして木簡用の材を作ったかどうかは不明である。

3 板材の段階で表面を平滑に整形したか、それをキリオリなどして木簡用の材を作ってから表面を平滑にしたのか、明らかで

ない。いずれにせよ、現状よりも左右幅が広い木簡用の材に最初の墨書がなされた。

4 a面の左に寄せて歌が一行で書かれた。その時、b面も平滑に整形されたかどうかは、明らかでない。

5 b面の右側に寄せて、a面とは別人によって歌が書かれた。それにあたってb面を平滑に整形する作業が行われた可能性がある。

6 左側面が一部を残して割れ、下端が折れた。

以上から、この木簡のa面に歌が書かれた段階では、b面も含めて、それ以外になにも書かれていなかったことになる。その後b面に歌が書かれたのである。したがって、この木簡は、I類②⑦の「歌木簡」ということができる。

a b両面の歌は、それぞれ別の契機で書かれた。このことは、「歌木簡」の機能を考える上で重要であるので、第五節で検討する。

(4) はるべと木簡（東木津遺跡）

この木簡は、富山県高岡市木津・佐野の都市計画道路下伏間江福田線の道路工事にもなつて、一九九五年（平成七）五月に実施された発掘調査で検出された溝SD六〇（旧SD二〇五）の第一層から出土したものである（図）⁽¹⁷⁾。木簡の年代は「九世紀後半から一〇世紀前半の間と考えられる」とされている⁽¹⁸⁾。

当初報告された釈文は、その後川崎見氏の指摘により保存処理後に再釈読され、その結果が次のように公表されている⁽²¹⁾。

はルマ止左くや古乃は□⁽²²⁾

260・34・6・011

この木簡は、二〇〇七年七月二三日に、高岡市教育委員会文化財課二上分室にて、山口辰一氏とともに実見することができた。赤外線写真（図6）と比べつつ検討した結果、次のような所見をうることができた。

(1) 上端部はa面から刃物を入れてキリオリにしている。

(2) 下端は、腐食のために十分に確認できないが、断面が不規則ではなく、直線的に残っているので、ケズリが施されていたと見てよい。

(3) 右側面はケズリ整形されているが、第一字目の末尾部分、第一〇字目の末尾部分が切れているので、二次的な整形である。

(4) 右側面はほぼ木目に沿っているが、左側面は上方に進むにつれて幅が狭くなっており、木目に沿っていない。上端幅は二三ミリ、下端幅は三四ミリである。

(5) 左側面はケズリ整形されている。ただし、この整形がなされた時期は明かでない。

(6) 保存処理後であるので見にくくなっているが、b面には、報告書の見取り図にもあるように、上部にスプーン状のケズリ痕跡が認められる⁽²³⁾。また、それより下の部分にも整形の稜線が部

分的に認められる。a面の保存状態が悪いので明言しにくいだが、b面のほうが整形度が低いと見られる。

(7) a面の先端部右寄り部分に墨痕らしきものがある。

(8) b面には墨痕は認められない。

(9) a b両面とも、下端から約三分の一（九センチ）の部分までの範囲で腐食が進んでいるが、その部分には両面ともに墨痕は認められない。

以上の所見から、次の諸点が考えられる。

第一に、右側面は二次的整形であるので、もとの木簡の幅は現状より大きかったことになる。現状では、文字は材の右側に寄っているが、もとは現状よりは中央側に位置していたことになる。右側面の二次整形に対応して、左側面も二次整形である可能性がある。

第二に、現存文字は、「なにはつの歌」の第四句の途中から書かれている。これより上の部分ももとは書かれていたとすると、材はかつてはさらに上方に続いていたことになる。先端部がキリオリ処理であることは、二次的に切断されたとして理解しやすい。また(7)のように、先端部にわずかに墨痕が残っているとすると、これも、もとの木簡がさらに上方に続いていた可能性を示すことになる。

第三に、現状では、下部約九センチは空白で、その上約一六センチの範囲に一一文字が書かれている。a面に「なにはつの歌」の全体が書かれていたとすると、比例計算で約四五センチを要すること

になる。これに空き部分九センチを加えると、もとの木簡は約五四センチの長さであったことになる。材全体のバランスを考えると上部にもほどよいスペースをおいて書き始めたと考えると、全体として二尺前後の材が想定されることになる。

第四に、現存の材は、第二で指摘したように、もとの材を上下に二片以上に切断した後の、もつとも下部に位置する一片であったと考えられる。

第五に、(6)のようなb面の現状の整形がいつなされたか明かでない。まず、材の切断後になされたとすると、もとの木簡全体のb面は、現状よりさらに整形度が低かったが、整形の結果現状のようになったことになる。反対に、切断前の整形であるとなると、もとの木簡のb面は、現状程度の整形であったことになる。いずれにせよ、もとの木簡のb面の整形度は、現状程度かそれ以下であったと考えられる。

第六に、現存部分では文字はa面のみに書かれている。もとの木簡の全体についても同様であったかどうかは明かでない。しかし、もとの木簡のb面の整形度は右のようであったはずであるので、「なにはつの歌」はa面のみに書かれていた可能性が高い。

これらからすると、この木簡は、次のような経緯をたどって現状に至ったと考えられる(図7)。

1 二尺前後の材が用意された。

- 2 a面のみに一行で「なにはつの歌」が書かれた。
- 3 もとの木簡が二片以上に切断された。出土した木簡は、もとの木簡の下端部に位置する断片で、その上端でもとの木簡からキリオリされた。

4 現存材の右側面に二次整形がなされた。左側面にも二次整形がなされた可能性がある。

以上によると、この木簡の最初の姿は、二尺前後の材の片面に「なにはつの歌」を一行で書いたものであったことになる。この木簡の上方に位置していた部分がどのような状態であったか不明であるが、現状の木簡には、歌以外の墨書はない。この点からすると、この木簡は、I類①の「歌木簡」が切断され二次利用された後の断片であると考えられる。

(5) なにはつ木簡（辻井遺跡）

この木簡は、姫路市辻井の市道安室バイパス建設工事に伴う発掘調査で、すでに一九八五年（昭和六〇）に出土していたものである。その木簡を、保存処理後の二〇〇四年度に再釈読した結果、次のような釈文が公表された（図8）。

a・□□□□^{〔波ツカ〕} 乃□□□^{〔弥己カ〕} 夫□□^{〔伊カ〕} 己母利□□^{〔伊カ〕}
 b・□□^{〔己カ〕} 知知屋 屋屋 屋□屋 屋屋 □□

(344)・24・3 019

それにもなつて、以下の諸点も指摘された。⁽²⁵⁾

(イ) a面末尾の文字は「伊」の残画で、折損部分に第四句「いまははるべと」が続いた可能性が高い。

(ロ) 二句目と三句目の間に一文字程度の空きがある。

(ハ) b面は「己カ」「知」「屋」の習書が書かれている。

この木簡が出土したのは、旧夢前川河川跡で、七世紀初頭から八世紀にかけての大量の木製品が伴出した。これらの木製品のなかには、斎串、付札状木製品、人形、木偶、舟形、馬形、琴柱形などの祭祀用のものが含まれ、石製双孔円板、鳥形土製品、琴柱形土製品などの祭祀具も出土した。これらは、古代の水辺祭祀との関わりが濃厚であるという。⁽²⁶⁾

この木簡については、二〇〇七年（平成一九）七月二五日に姫路市埋蔵文化財センターにて、大谷輝彦氏のはからいで実見することができた。その結果、次のような所見を得ることができた。

- (1) 上端、左右側面はケズリ整形されている。
- (2) 左側面の上端から約二四センチのところ、a面の左側面から斜め右下方向に刃物で切つてから折っている。刃物の痕跡がa面右側面側のワレ残り部分に残っている。
- (3) このキリオリにより、a b両面とも文字が切られている。
- (4) 下端はa面から刃物で切つてから折っている。
- (5) 左側面下端から約三センチの部分は、側面からえぐるように

ケズリ込まれている。このため、材の中が次第に細くなっている。

(6) a面の最後の文字「伊カ」のさらに下には、もう一文字書ける余裕がある。しかし、この部分の表面はわずかに腐食しており、現状では墨の痕跡は認められない。

(7) b面末尾の文字は、下端のキリオリ部分のすぐ上に書かれている。

以上の所見から、以下の諸点が導き出される。

第一に、上端部は原形をとどめているが、b面上端部以下には「なにはつの歌」は書かれておらず、a面から続いている。したがって、この歌はa面に書かれていたのであろう。a面には、現状でこの歌が一行で書かれている。左右両側面ともに、下方をのぞいて大部分もとの姿をとどめているので、左側にもう一行書く余裕はない。以上によると、この木簡には、最初は「なにはつの歌」がa面のみに一行で書かれていたことになる。

第二に、a面の墨はかなり薄れているので、正確な計測はできない。このため、もとの木簡の長さを推測することは難しいが、およその検討をつけることは可能である。下端部は、(6)のように、墨は残っていないが、一文字書かれていた可能性が高い。そうするとa面には全体で一九文字書かれていたとみられる。これに第二句と第三句の間の一文字分の空白を加えると、二〇字分となる。上端部

の書き出しの位置をおさえることはできないので、どの程度の余白があったのか明らかでないが、この点は一応捨象して、おおよその数値として二〇文字で現存長三四ミリを要したとすると、比例計算では三三文字では約五五センチとなる。余白や誤差などを考慮すると、もとは約二尺の材であったと推定することができる。

第三に、(2)のキリオリと下端のキリオリとは一連の行為であったであろう。(3)のように、これらによってa b両面とも文字が切られているから、a b面に文字が書かれたのは、これらのキリオリよりも前であったことがわかる。

第四に、下端部左側面からのケズリ込みが下端のキリオリの後とすると、少しだけケズリ込む意図が理解しにくい。もとの木簡に左側面からのケズリ込みがどこされた後に下端のキリオリがなされたと見るべきであろう。そうすると、もとの木簡が約二尺の長大なものであったとすると、その途中の側面にケズリ込みが施されたことになり、不自然である。したがって、長大な材がいくつかに分断されたあと、その中の一断片について、おそらく先を尖らせるために側面がケズリ込まれたが、そのケズリ始めの部分までしか現存していないと考えれば、現状をよく説明できる。右側面側からのケズリ込みがあつたかどうかは明らかでない。

第五に、b面に習書・落書が書かれた時期と、もとの長大な材を切断した時期との前後関係は、判断が難しい。しかし、材の切断と

左側面からのケズリ込みとは一連の作業と見るべきである。切断しておそらく先を尖らせたのは、斎串として用いたなどの可能性が高い。斎串状に整形してからb面に習書・落書するとは考えがたいから、材の切断と左側面からのケズリ込みの前に習書・落書がなされたと推定できる。

以上を整理すると、この木簡は、次のようにして現状に至ったと考えられることになる(図9)。

- 1 約二尺の長大な材が用意された。
 - 2 a面に一行で「なにはつの歌」が書かれた。
 - 3 b面に習書・落書が書かれた。
 - 4 材が二片以上に切断分離された。
 - 5 そのうちの一片の少なくとも左側面からケズリ込みが施された。おそらく斎串状に先を尖らせたであろう。⁽²⁷⁾
 - 6 5の一片に対して二箇所できりオリがなされ廃棄された。そのうちの尖らせた下端部分が失われ、他の部分が残った。
- 以上によると、この木簡の最初の姿は、約二尺に及ぶ長大な材の片面に、「なにはつの歌」を一行で書いたものであったことになる。その後、習書・落書が書かれ、何片かに切断されて二次利用された。すなわち、この木簡も私のいうI類②④の「歌木簡」の断片であったのである。

(6) なにはつ木簡(観音寺遺跡)

この木簡は、徳島市国府町観音寺の一般道一九二号徳島南環状道路に関わる発掘調査で検出された自然流路SR一〇〇一のV層から出土した。この層から出土した一六六の木簡のなかには「五十戸税」と記すものがあり、七世紀後半の須恵器・土師器もこの層から出土している。県教育委員会による釈文は、次のようである。⁽²⁸⁾

「奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈」⁽²⁹⁾

(66)・45・7・019

この木簡は、二〇〇七年六月二七日に、徳島県埋蔵文化財センターにて和田萃氏とともに実見することができた(図10)。その所見は、以下の通りである。⁽³⁰⁾

- (1) 上端はケズリ整形されているが、それほど丁寧には行われていない。
- (2) 右側面は材の一部がめくれあがっているが、その部分までケズリ整形面が残っている。それ以下の部分はワレている。
- (3) 左側面はワレている。
- (4) 下端はオレている。
- (5) 材の断面は、左側が厚く、右側に行くにしたがって薄くなっている。
- (6) a面には、報告書によると、右側に「奈尔」「己」「矢己」などの文字がかすかに認められる。
- (7) b面の整形度は低い。左側に三〜四文字程度の墨痕がある。

以上にもとづいて考えると、(6)から、a 面右側には、現状ではごくかすかになっていいるが、「なにはつの歌」が書かれていた可能性がある。同一木簡に「なにはつの歌」が二首書かれていた事例としては、表裏に書かれた場合であるが、前稿5両面なにはつ木簡(平城宮出土)がある。

もしそうだとすると、左右両行の「なにはつの歌」の前後関係は、にわかには決められないのではないか。現状では、右列の文字はかすかで左列が濃いので、左列を中心に考えてしまいがちであるが、その保証はかならずしもないのである。両行のどちらを先と見るかで、考え方が変わってくる。

① 右列が先に書かれた場合

右列の歌は、材の右側に寄せて書かれている。左列はかえて二次的に書かれたと理解することもできる。また、左列の歌が書けるスペースが空いていたのであるから、右側の歌は二行で書かれていたのではなかった。すなわち、右列は一行で書かれたことになる。その場合、九文字で約一四〇ミリであるので、比例計算では約四八センチとなる。左列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

② 左列が先に書かれた場合

左側面の材のワレの度合いに応じて、さらに二つの場合に分けて考えられることになる。

① ワレの程度はそれほどではない場合

もとの木簡の幅は、現状よりそれほど広いものではなかったと見ることになる。この場合、「なにはつの歌」は、材の左に寄せて書かれたことになる。左側にはそれほど余裕がないので、一行で書かれたであろう。この場合、一二文字で約一四〇ミリであるので、もとは約三六センチほどの範囲に三文字が書かれていたことになる。上端に約一・五センチの余白があるので、下端にも余白を想定することも可能である。その後、右側の余白に「なにはつの歌」がさらに書き込まれた。右列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

② 大きくワレたと見る場合

これは、もとの木簡の幅を広く推定することである。この場合、左側に余裕があったことになるから、二行で書かれていた可能性を考えてみる必要がある。その場合、もとの木簡はこれより短いものを推定することになる。しかし、この推定では、右列の歌は一行では書けないことになる。左列と右列の間にもう一行書ける余地はないから、右列の歌は途中までしか書かれなかったと考えるしかないことになる。これは、理屈としては成り立ちうるが、いかにも不自然の感をまねがれないので、左列も一行で書かれていたとみる方がよいと判断する。この場合、左行は、もとの木簡の中央近くに書かれ

ていたことになり、長さは第一の場合と同じ推定となる。その後右行の歌が一行で書かれたのである。この場合も、右列の歌と裏面の墨書との前後関係は不明である。

以上の①、②、③のいずれの場合が妥当であるか、それを決める材料は、私には今のところ見つけられなかった。しかし、いずれの場合であっても、この木簡の最初の姿は、一尺強あるいは一尺半強の材の片面に「なにはつの歌」を一行で書いたものであったと推定されることとなった。他の「歌木簡」に比べると、幅がやや広く長さがやや短い形が想定されることになるが、その後さらに「なにはつの歌」が書かれたのである。したがって、これもⅠ類②⑦の「歌木簡」の断片と見なすことができよう。

三 畿内出土の歌木簡（追加）

前稿で取りあげた七点の「歌木簡」は、いずれも畿内出土のものであった。その後検討を続けた結果、つぎの二点も畿内出土の「歌木簡」としてよいと判断するに到ったので、前稿の追加として、ここで取りあげたい。

(7) とくとさだめて木簡（飛鳥池遺跡）

飛鳥池遺跡の北辺および飛鳥寺の南の区画施設の状況を把握する

ために、一九九七年一月～二月に行われた飛鳥藤原第八次調査において、南北溝SDO一から出土した大量の木簡のうちの一点につぎの木簡があった。この溝の下限は持統朝ごろと考えられている⁽³¹⁾。釈文は、以下の通りである。⁽³²⁾

a・□止求止佐田目手□□	(和カ)	(第一行)
□		(第二行)
b・□		(第一行)
□		(第二行)
□久於母閉皮	(羅カ)	(第二行)
	(125)・(16)・3 081	

この木簡は、二〇〇七年六月二五日と同一一月一二日に、奈良文化財研究所都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）において、同所の市大樹・竹本晃氏とともに赤外線テレビを用いて観察することができた。その所見は以下の通りである（図11）。

- (1) 現状では五片に割れているが、みな接続する。上からイ片→ホ片とする。
- (2) 上端（イ片上端）はオレている。
- (3) 下端（ホ片下端）は刃物で切られている。これにより、a面第一行の末尾の文字が切られている。
- (4) 右側面は口片→二片で整形面が残っていると見られる。
- (5) 左側面はワレかケズリか確定しにくい。少なくとも自然のワレではない。

- (6) a面の左側、b面の右側に文字の一部がある(a面第二行、b面第一行)。これらの文字の一部と各面の中央部分に書かれている文字列(a面第一行、b面第二行)とは、a b両面とも、墨色、筆致その他にちがいは認められない。
- (7) a b面は同筆である可能性が高い。ただし、b面の方が文字の緊張感がやや低下している。
- (8) a面第一行の「止求止」の行は、下に行くにつれて左方向に寄って行く傾向がある。これをうけて、a面第二行も同様の傾向が認められる。このため、同行は上部のみに墨痕が残る結果となっている。
- (9) a面のイロ片では、ロ片の右辺付近に墨痕があるので、第一行「止求止」のうえにもう一文字あることが確認できる。これに対して、イロ片の他の部分は表面が剝離しているので、第一行目については右の一文字のさらに上に、第二行目ではハ片の墨痕の上に、さらに文字が書かれていたかどうかは確かめられない。
- (10) a面ハ片にある第二行目の文字列が、上方のイロ片にまで続いているかどうかは、剝離のために確認できない。
- (11) b面のイ片の上端部分には、第一行の墨痕があるが、この墨痕の途中でオレている。
- (12) b面のホ片の下端部分では、材の切断によって文字は切ら

れていない。

- (13) b面上端のイ片の部分は剝離していないので、第二行 羅カ の上部に文字や墨痕がないことが確認できる。
- (14) b面第二行「…閉皮」の下方は、ニホ片とも剝離していないので、何も書かれていないことが確認できる。
- 以上によると、次の諸点が考えられることになる。なお、この木簡の墨書が何を書いたものであるのか、厳密には明らかでないが、歌である可能性が指摘されている。以下、歌と仮定して考察を進めたい。
- 第一に、(6)(7)によると、a面とb面は一連に書かれたとみられる。
- 第二に、(8)によると、a面第二行は、現状では数文字分程度の墨痕しか残っていないが、もとはさらに下まで文字が続いていたと推定される。
- 第三に、(14)によると、b面第二行は「…閉皮」で終わっており、その下には何も書かれていないので、一連の文字列はb面第二行目で終わっていることになる。
- 第四に、(4)のように、右側面はケズリ整形されているので、a面第一行が書き始めの行ということになる。
- 第五に、第三、四および(7)によると、a面が先、b面が後に書かれたと考えられる。
- 第六に、(9)(10)にもかかわらず、(11)によると、b面一行目だけでなくa面一、二行目においても、材と文字はイ片の上にも続いていた

可能性がある。

第七に、(12)にもかかわらず、(3)によると、a面一行目だけでなくb面一行目においても、材と文字がホ片の下方にも続いていた可能性がある。

第八に、a b両面とも、当初は歌が二行以上書かれ、その後下端が切られ、二片以上に分けられた。左辺は二次加工されたかわれているが、下端の二次加工との前後関係はあきらかでない。

第九に、(13)によると、「羅久於母閉皮」は六字となり、七文字に一文字たりない。しかもその上部に文字がないことが不審である。

第一〇に、a面第一行には一〇文字書かれていたことが確認できる。このうち「止求止佐田目手」が七字句であるとすると、下にさらに二文字以上続くから、末尾の七字句ではない。これをどの部分の文字句とみるかは、短歌、長歌、旋頭歌、仏足石歌によってかわってくる。

⑧短歌の場合

第二句または第四句に相当する。そうすると、上に五字句、下に五字句または七字句が来ることになる。すると、この行は最低でも一七字または一九字以上の文字が書かれていたことになる。

⑨長歌の場合

末尾句ではないから、短歌の場合と同様になる。

⑩旋頭歌の場合

第二、三、五句目のいずれかに相当することになるので、上下とも五字句または七字句が来ることになる。すると、最低でも一九字以上書かれていたことになる。

⑪仏足石歌の場合

第二、三、四、六、七句目のいずれかに相当することになる。その他は旋頭歌の場合と同じである。

第一一に、第一〇の検討によると、a面一行目には一七字または一九字以上の文字が書かれていたことになる。これをどのように考えるかは、二つの可能性を検討する必要がある。

①a b両面で一つの歌を書いたものである場合

この場合、第二、六、七のように、a面二行目、b面一行目も同程度以上の文字が書かれていたであろうから、文字数は、この三行だけで五一字または五七字以上となる。これにb面二行目を考慮すると、字数から見て短歌・旋頭歌・仏足石歌ではない。これによると、長歌が書かれていた可能性があることになる。

②別の歌を何首かならべて書いたものである場合

この場合、b面二行目は、第九点の疑問はあるものの、歌の末尾とせざるを得ない。そうすると、その上方に、短歌の場合は二四字以上、旋頭歌の場合は三二字以上、仏足石歌の場合は四五字以上、長歌の場合はさらにそれ以上の文字が書かれていたことになる。これに対してa面一行目の「止求止佐田目手」

は、短歌の第二句目か第四句目、旋頭歌の第二、三、五句目、
仏足石歌の第二、三、四、六、七句目の可能性があることにな
る。a b 両面のバランスを考慮すると、a 面も歌の末尾近くが
書かれていたことになる。

この①②のいずれが妥当か、現在の私には、それを決めることは
できない。

以上、この木簡については、不確実な要素が多いが、最初の姿は、
一つの長歌を表裏に連続して書いたものか、複数の歌を書き連ねた
ものかのいずれかであったと推定される。その後、ホ片下端の位置
で二片以上に切り離され、左辺がワレたか二次加工され、さらにそ
の後五片以上に分離したのである。

本木簡は、現存部分に関するかぎり、歌以外になにも書かれてい
ない。二次加工はなされたが、最初の歌以外の文字が書かれること
はなかった。これによると、本木簡は、書かれているのが歌である
ならば、I 類①の「歌木簡」の断片であるとみることができ。し
かし、この木簡のもとの姿は、前稿で提示した「歌木簡」とかなり
異なっている。このことは、前稿の「歌木簡」の性格を再検討する
必要があることを示している。

(8) あまるとも木簡（平城宮跡）

これは、一九六〇年度の平城宮跡第五次発掘調査において、宮内

省大膳職があったと推定される地区で検出されたSK二一九土坑か
ら出土した木簡のうちの一点である（平城宮木簡第六号）。この土坑
からは、木簡のほか土器類・瓦類・木製品・建築材・種子などが
出土した。木簡の年紀は天平宝字六年（七六二）であり、この年紀
と土坑の埋没年代は近く、天平宝字末年に一時に埋没されたと考え
られている⁽³³⁾。なお、この土坑から出土した四〇点の木簡は、平城宮
跡から始めて出土した木簡である。

a・阿万留止毛字乎弥可々多

b・□

171・(14)・2 019

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部（平城地区）にお
いて、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏と、また同一月
一二日にも同所の渡邊晃宏氏とともに、赤外線テレビを用いて観察
することができた（図12）。ただし、現在はプレパラートに封入さ
れた状態で保存されているので、端部などの観察が十分にできない
場合があった。その所見は、以下の通りである。

- (1) 上端はケズリ整形されている。左角は切り落とされている。
- (2) 下端はケズリ整形されていると見てよい。左角がカーブ状を
呈しているが、人為的なものとみられる。左上角の形状と対応
していた可能性がある。
- (3) 右側面はワレている。

- (4) 左側面は、二字目の左方部分（上端から一六～三九ミリの範

罫)と下端部分が欠けている他は整形面が残っている。

(5) a面の第二目と第三目の間付近と第一〇字目横のそれぞれ右辺付近に墨痕があり、それはワレによって切れている。また、第八字目の最終画も、右辺のワレによって切れている。

(6) b面には、上部に一文字あり、その下方約六センチほどの間には墨痕がなく、その部分を隔てて文字が書かれている。後者の字数を推定するまでには至らなかった。

(7) b面の文字は、ほぼ右半部分が残っている。

(8) a面とb面の文字は異筆であろう。

(9) b面の下端から約四センチ付近の右辺側に墨痕がある。この墨痕は細く鋭く、b面の文字とは雰囲気が異なっている。むしろa面の文字に近い。

(10) b面の最下部の墨痕は、木簡の下端のケズリ整形によって切られていない。

(11) 右辺側がわずかに厚くなっている。公表された厚さは二ミリとされているが、それは右側の厚い部分での計測結果と考えられる。全体に、背面の墨が反対側に透けて見えるところがあるほど薄い。

以上によると、次の諸点が考えられる。

第一に、右側面がワレる前の形状は、(7)によると、ほぼ二倍程度の幅であったと見られる。

第二に、(1)(2)のように、左下角が左上角の状況に対応していたとすると、もとの材の四角はみな角がカットされていたのではないかと(10)ともあいまって、上下端は二次的整形ではなく、当初の原形を保っていると思われる。

第三に、(5)のように墨痕があるので、a面の文字の右側には、もとは文字列があったとみられる。もとの材の幅が現状の二倍程度とすると、右側にあったのは一行であろう。

第四に、b面の(9)の墨痕はケズリ残りともみられる。そうすると、最初書かれていた何らかの文字をケズリ、その後b面の文字が書かれたことになる。

第五に、a面の万葉仮名文字列が歌であるとなると、「あまるとも」の五字句は、二行目に書かれていたのであるから、第一で指摘した材の大きさを考慮すると、第三句目に相当するとみられる。

第六に、もとあった材の右半には、第一、二句(五字と七字の計一二字)が書かれ、現存する左半部分に第三、四句(右半と同じ計一二字、ただし、この場合は一字)が書かれていたことになる。そうすると、これは旋頭歌、仏足石歌ではないことになる。短歌または長歌の場合、第五句以降は、b面に続けて書かれたのではなからうか。b面のケズリ残りが、(9)のように、a面の文字に近い点は、以上のように理解できる。

以上によると、この木簡は、次のような経過をたどったことにな

る(図13)。

- 1 長さは一七一ミリ、幅は現状の倍の三センチ程度、厚さは現状より厚い材が用意された。
 - 2 そのa面に二句ずつ二行で短歌または長歌が書かれた。それはb面にまで及んだ。
 - 3 その用途が果たされたあと、b面の歌の部分が削られた。その際、削り残しがあった。
 - 4 b面の左右中央に何らかの文字が書かれた。
 - 5 材が縦に二つにワレたかワラれた。そしてその左半分が残った。
- これによると、この木簡の最初の姿は、長さ一七センチの比較的小型の木簡の表裏に歌が二行で書かれたものであったことになる。すなわち、書かれているものが歌であるとなると、これはI類①が加工された「歌木簡」の断片である。木簡(7)につづいてこの木簡においても、当初の姿は前稿の「歌木簡」の定義に当てはまらない。このことは、もう一度「歌木簡」の性格・機能について考え直す必要があることを示している。

四 その他の木簡

(9) つくよよみ木簡(平城宮跡)

一九六三年度の平城宮跡第一三次調査で検出されたSK八二〇土

坑から出土した。この土坑は、第二次内裏北郭内に位置しており、第二次内裏の造営がこの地区に及んだところに塵芥を処理したゴミ捨て穴である。多量の木屑類や桧皮、土器類、糸巻・紡錘車・火鑽臼・杓子・箸・曲物・漆器・桧扇・人形などとともに、一八四三点の大量の木簡が出土している。本木簡はその中の一点である。⁽³⁴⁾この土坑は、おそらく天平一九年(七四七)をそう遠くへだたらない時期に埋没したと推定されており、この木簡はそれ以前のものである。⁽³⁵⁾伴出木簡の年紀は、養老二年(七一八)から天平一九年である。⁽³⁶⁾

a・□

津玖余々美宇我礼□□□□□

(口)

故 訖

[解カ]

□ 由 由我 礼由由 男

所

謹解 川口関務所 本土返還夫人伊勢国 (イ)

故漢□解解務都本善礼我還事 夫人 男□

[尊カ]

□

□白大郎尊者□下借錢請□右取□□

(ハ)

b・(裏面省略)

(349)・(64)・8 019

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年一月一二日に同所の渡邊晃宏氏とともに、赤外線テレビを用いて観察することができた(図14)。形状に関する所

見は、以下の通りである。

(1) 上端は、a b 両面側から刃物を入れて切っている。厚めの材のために、断面は山形になっている。

(2) 下端は、右辺側のもっとも長い部分にキリオリされた痕跡が残っている。このキリオリは、b 面で文字を切っているの、二次的なものである。

(3) 左右両辺はともにワレている。

この木簡については、次の諸点を指摘したい。

第一に、すでに指摘されているように、a 面では(イ)「謹解 川口 関務所 本土返還夫人 伊勢国」が一次的な記載で、その左右に(ロ)「津玖余々美字我札□□□□」の歌らしきものや、(ハ)「□白大郎尊者□下借錢請□右取□□」という月借錢に関わる文字が書かれている。

第二に、(イ)(ロ)(ハ)三行の記載に使われた文字が、字間・行間・余白にびっしりと書かれている。(イ)にかかわる「解」「務」「所」「本」「夫人」「事」、(ロ)にかかわる「我」「札」、(ハ)にかかわる「漢」「尊」などである。

第三に、(イ)(ロ)(ハ)にはない「故」「故」「由」「男」「都」「善」「還」などの文字は、切断された下半部や、左辺の割れた部分にあったと見られる(ハ)の続きにあった文字に関わるのかも知れない。

以上から、(ロ)「津玖余々美……」は、この木簡の本来の墨書では

ない。したがって、この木簡はⅡ類⑤に分類される。

(10) た□しひと木簡(平城宮跡)

この木簡もSK八二〇土坑から出土した。

a・「味」「味」 天平十八年九月四日交易紙百□^{〔升張カ〕}□^{〔都〕}
「實」「實」

b・ □□ 田□之比等々流刀毛意夜志己々呂會

(344)・(22)・8 081

この木簡と次の木簡(11)とは、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏と赤外線テレビを用いて観察することができた。また同一一月二二日にも同所の渡邊晃宏氏とともに、同様の観察をすることができた(図15)。その所見は、以下の通りである。

(1) 上端は、左角を大きく切り取るようにケズって整形されている。a 面の先端近くに左角部分とほぼ同じ方向の刃物キズがある。上端をケズリ整形したことに関係するものであろう。

(2) 下端はケズられている。

(3) 右側面はワレている。

(4) 左側面は整形面が残っており、面取りされている。

(5) a 面の「味」「味」「實實」「都」の文字は、「天平十八年九月

四日交易紙百□□」をさけて書かれている。a面にはこれらだけしか文字・墨痕はない。

(6) a面左辺では、「味」「味」「都」も、「天平十八年…」も、ともに左が切れている。

(7) b面の下方に「田□之比等々流刀毛意夜志己々呂曾」が小さく墨書されている。その四周には余白があり、左側はワレているが墨痕は認められない。

(8) b面の「田□之比等…」とa面の「天平十八年…」の文字は似ている。

(9) b面の上から約一三センチ程度の位置に一文字のみ書かれている。これはa面の「味」「實」「都」と同筆と見られる。

(10) b面には文字・墨痕は「田□之比等…」と(9)の文字だけしかない。

以上から、次の諸点が指摘できる。

第一に、(5)によれば、『平城宮木簡一』『上代木簡資料集成』が指摘するように、「天平十八年九月四日交易紙百□□」が本来の一次的記載で、「味」「味」「實實」「都」などの文字は、そのあとに加えられた習書である。

第二に、「天平十八年…」を墨書した意図は明かではない。したがって、この木簡が当初どのように使用されたのかは不明である。

第三に、a面の「味」以下の追記の時期と、b面の「田□之比等

…」が書かれた時期との前後関係は明らかでない。しかし、(8)によると、a面の「天平十八年…」に続いてb面の「田□之比等…」が書かれ、(5)(9)によると、その後にa面「味」以下やb面の一文字が書かれたと推定される。

第四に、(7)によると、「田□之比等…」はそれだけが書かれたものであり、歌の一部のようなものと見るほかない。

第五に、(6)によれば、「味」以下の習書・落書が書かれた後に右辺がワレたのである。

以上によると、本木簡について、次のように考えられることになる(図16)。

1 現状より幅の広い材が用意された。

2 その材のa面に「天平十八年…」の文字が書かれた。

3 2の用途が終わったあと、b面に「田□之比等…」のみが書かれた。

4 さらに表裏に「味」「□」などの追記がなされた。

5 左右の真ん中付近で二片に割られた。

以上によると、b面の「田□之比等…」は、Ⅱ類⑤にあたると考えられる。

(11) たかやま木簡(平城宮跡)

この木簡もSK八二〇土坑から出土した。この木簡は三面に墨書

があるので、それぞれをa b c面と称することとする(図17、ただしa c面のみ)。

〔乃カ〕
□

繁乃多

a・多□可夜万□
及

為

b・大大

c・𠂔□及 久久

為為夜及

〔長 夜 及 一□

□

(129)・(29)・7 081

この木簡については、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年一月一二日に同所の渡邊晃宏氏とともに、赤外線テレビを用いて観察することができた。その所見は、以下の通りである。

- (1) 上端は、a面右辺から斜め上方向に刃物を入れ、c面方向に折っている。その際、c面側が大きく剝離している。
- (2) 下端は、a面側において、左上右下方向に切り目を何回か入れており、その刃物跡が残っている。そして、c面側に折っているが、その際c面側が大きく剝離している。

(3) 右辺側はワレている。

(4) 左辺側もワレている。

(5) a面の「多可夜万乃」、c面の「長夜一□」が、墨色、書きぶりなどから見て、主要な文字列であると判断される。⁽³⁷⁾

(6) a b面の主要文字列に共通する「夜」を比較すると、別筆と判断される。

(7) a面の主要文字列「多可夜万乃」は、下に行くにつれてだいに右に寄っていつているが、基本的には現状の材のほぼ中央に書かれている。

(8) aの主要文字列の上部には、その二文字分ほどの余白があるが、そこにはこの主要文字列に属すと見られる文字はない。

(9) aの主要文字列は、下端のオレ目によって文字が切れている。

(10) a面の上部には、上端のオレ目に合致するように鳥の絵が描かれている。またこの鳥の絵は、上下逆方向に書かれた「為」の字を取り囲ん描かれている。

(11) a面には「為」「乃」「及」「多」などの文字が書かれている。⁽³⁸⁾このうち「多」はa面主要文字列中の文字と同じで、その横に書いている。

(12) a面には、(11)とは別に、右辺側の上下二箇所墨書がある。上部の墨書は(10)の鳥の絵の一部であるかも知れない。下部の墨書は文字のようであり、右辺のワレで切れている。

(13) c面の主要文字列「長夜一□」は左辺に書かれており、ワレによって文字が切れている。

(14) c面では「為」「及」「夜」「久」⁽³⁹⁾その他の文字が書かれている。これらの文字は、墨色の濃い「為」と、薄い「及」「夜」「久」にわかれる。前者のうち、上部にある上下逆の「為」は、(10)のa面上部の「為」と共通する。後者では、「及」「夜」の最終画を長く引き延ばす特徴がある。これはa面の「及」にも認められる。

(15) c面には、「(14)の文字以外に、「長」と「夜」のほぼ中間やその右側の位置に墨書があるが、文字ではなさそうである。

(16) c面(14)の文字は、左右両辺のワレによって切れていない。

(17) c面には、「(14)の文字以外に、右辺の下部にワレによって切れたらしい残画がある。

(18) c面の右辺上端の文字(上下逆方向の「為」)は、「(1)の剝離面の中に書かれている。また、c面下方の「及」の最終画は右方に長く伸ばされ、「(2)の剝離面の中にまで及んでいる。

(19) c面最左列上端の文字残画は、「(1)の剝離によって切れている。

(20) c面最左列下端の文字は、左辺のワレで切れているとともに、

(2)の剝離によっても切れている。

(21) c面(14)の文字は、「夜」と「一」の間に「及」が書かれるなど、基本的には主要文字列をさけて書かれている。また、主要

文字列と同じ「夜」の字を書いている。

以上から、次の諸点を知ることができる。

第一に、さまざまな墨書とワレ、オレなどとの前後関係をおさえられるのは、次の諸点である。

① (7)によると、a面の主要文字列「多可夜万乃」は、左右両辺がワレたあとに書かれたことになる。

② (9)によると、a面の主要文字列は、下端が折られる前に書かれていたことになる。

③ (10)によると、a面の鳥の絵は、上端のオレの後および「為」の習書の後に描かれたことになる。

④ (11)によると、a面の習書・落書「多」は、主要文字列よりあとに書かれたと判断される。

⑤ (12)によると、a面右辺下部の文字は、右辺がワレる前に書かれたことになる。

⑥ (13)によると、c面の主要文字列「長夜一□」は左辺がワレる前に書かれたことになる。

⑦ (14)によると、「為」「及」の文字は、a c両面にわたって一連に書かれたと考えられる。

⑧ (16)によると、c面(14)の習書・落書は、左右両辺がワレた後に書かれたことになる。

⑨ (17)によると、c面の右辺下部に右辺がワレる前に書かれたと

見られる墨痕がある。

① (18)によると、c面の「為」「及」は、上下端の剝離の後に書かれたことになる。

② (19)によると、c面最左列上端の文字は、上端の剝離以前に書かれていたことになる。

③ (20)によると、c面最左列下端の文字は、左辺のワレ以前に書かれたことになる。

④ (20)によると、c面最左列下端の文字は、下端の剝離以前に書かれていたことになる。

⑤ (21)によると、c面(14)の習書・落書は、主要文字列よりも後に書かれたことになる。

⑥ c面において、主要文字列と最左列上端の文字および同下端の文字との前後関係は確かめられないが、後者はまとまった記載ではないので、主要文字列のほうに先に書かれたと見ておきたい。

⑦ a面右辺下部の文字やc面右辺下部の文字と、c面主要文字列あるいはc面左辺上下の文字との前後関係は明らかでない。

第二に、左右両辺ともワレ、上下両端も折られているので、もとの材は現状より上下左右に大きかったことになる。

第三に、a c面の多くの習書・落書のうち「乃」「多」「夜」などは、(5)の主要文字列と同じ文字を書いたものと考えられる。これに

よると、他の「為」「及」「久」なども、折損により失われた主要な文字列の部分に含まれていた可能性がある(ただし「乃」「久」が「及」「夜」の一部であれば除外)。

第四に、a面の主要文字列が歌の一部だとして、これが書かれた時、材の下部はまだ折られていなかった。そうすると、これはまだ下方に続いていたことになる。それがどの程度続いていたかは不明であるが、これが書かれた時点では、すでにc面の主要文字列、c面左辺上下端の文字、c面右辺下方の文字、a面右辺下方の文字などが書かれたはずである。この点から、a面の主要文字列は何らかの木簡を二次利用して書かれたと考えられるので、歌の断片が書かれたものと見ておきたい。

第四に、a c両面の主要文字列を比較すると、a面「多可夜万□」は万葉仮名表記であるのに対して、c面「長夜一□」はそのようなには考えにくい。これに加えて(6)を考慮すると、a c両面の主要文字列は、一連のものではない可能性が高い。

以上によると、この木簡は、次の順序をたどって現状に到ったと考えられる。

- 1 現状より上下左右に大きい材が用意された。
- 2 c面に主要文字列が書かれた。
- 3 c面左辺上下端の文字が書かれた。
- 4 23との前後関係は明らかでないが、c面右辺下方の文字、a

面右辺下方の文字が書かれた。

5 左右両辺がワレた。

6 a面に主要文字列が書かれた。

7 上下両端が折られた。

8 a c両面にそれぞれの主要文字列中の文字が習書・落書された。

9 a面上端に鳥の絵が描かれた。

以上によると、この木簡は、Ⅱ類⑤に分類される断片であると考えられる。

(12) なにはつ木簡(平城宮跡)

この木簡は、一九八六年三月から一月に行われた平城宮第一七二次調査で、平城宮東半部の基幹排水路である東大溝SD二七〇〇から出土した。大量の木製品、金属製品、土器、瓦埴類、木簡(四三八九点)などが伴出した⁽⁴⁰⁾という。

a・^{〔合カ〕}請請解謹解謹解申事解^{〔解カ〕}奈尔波都尔

b・佐久夜己乃波奈布由^{〔合カ〕}

355・(38)・4 081

この木簡は、奈良文化財研究所都城発掘調査部(平城地区)において、二〇〇七年六月二十九日に同所の浅野啓介氏とともに、また同十一月二日にも同所の渡邊見宏氏とともに、赤外線テレビを用い

て観察することができた(図18)。その所見は、次の通りである。

(1) 釈文を訂正できた。a面第一二字目は、これまで「^{〔合カ〕}」であったが「^{〔解カ〕}」としうる。同第一六字目は「津」とされていたが「都」である。b面第八字目以下は「^{〔合カ〕}」とされていたが、「布由^{〔合カ〕}」である。

(2) 上端はケズリ整形されている。

(3) 下端もケズリ整形されている。

(4) 右側面は、一部破損しているが、しかしおおむねケズリ整形面が保たれている。

(5) 左側面は、割ったあとケズリ整形している。

(6) a面の文字は、材の左右中央に書かれている。

(7) a面の左辺には墨痕は認められない。

(8) b面の文字は(5)のケズリ整形によって切られており、ほぼ左半分が残っている。また、左側にもう一行あるということはない。

(9) a面には、下端から上に約一四センチの位置付近から「奈尔波都尔」の五文字が書かれている。下端部は、一文字程度を書きうる余白を残している。

(10) b面では、上端から下に約二七センチの範囲に「佐久夜己乃波奈布由己^{〔合カ〕}」の一一文字が書かれている。その下方には、現状では墨痕は認められない。

以上から、次の諸点が考えられる。

第一に、(2)(3)(4)によって、もとの材の上端、下端、右辺は、それぞれ原形が保たれているとみられる。

第二に、(5)(8)によって、もとの材は左辺側にほぼ倍程度の幅で広がっていたと考えられる。

第三に、b面に「なにはつの歌」が一行で最後まで書かれていたとすると、全部で二六文字である。これに要する材の長さは、比例計算によると約七〇センチを要することになる。ところがこの木簡の長さは五三・五ミリであるので、約一七・一八センチ不足する。第三句以下の字間を詰めて書いたのではないかぎり、「なにはつの歌」はb面の範囲には書ききれないことになる。b面の「なにはつの歌」は、途中までしか書かれていなかった可能性はある。

第四に、この木簡が現状に至る経緯については、大きく次の二つの可能性を考える必要がある(図19)。

(イ) b面から先に書かれた場合

左辺が二次的整形にもかかわらず、a面の文字は材の左右中央に書かれており、しかも左辺側に墨痕が認められないので、a面の文字は、二次的整形後に書かれたと考えるのが自然である。また、b面の文字は二次的整形によって切られているので、それより前に書かれていたことになる。

a面では、「□請請……事解□」の下部に続けて「奈尔波都

尔」の五文字が書かれている。これは、この順序で書かれたと見てよい。

これによると、次のような順序が想定されることになる。

① 現状の二倍程度の幅の材が用意され、そのb面の左右中央に一行で「佐久夜己乃波奈布由己□」が書かれた。しかし、「なにはつの歌」は最後まで書かれなかった可能性がある。

② 材が真ん中から縦にワラレ、割れ目がケズリ整形された。

③ a面に「□請請……事解□」が書かれた。

④ a面「□請請……事解□」の下部に「奈尔波都尔」が書かれた。

(ロ) a面から先に書かれた場合

左辺が二次的整形され、a面の文字が材の左右中央に書かれており、しかも左辺側に墨痕が認められない状態で、しかもa面の文字が先に書かれたとすれば、次のような順序が想定される。⁽⁴⁾

① 現状の二倍程度の幅の材が用意され、そのa面の右側に

「□請請……事解□」が書かれた。

② その下部に「なにはつの歌」の第一句が書かれた。

③ 「なにはつの歌」の第二句以下をa面の左側(二行目)に書かないで、b面の左右中央に書いた。

④ その後、材が真ん中から縦に割れたか割られ、割れ目がケズリ整形された。

以上のうち、(イ)の考え方では、まずb面に「なにはつの歌」の第二句目からかき始め、そのあとにa面に「□請請……事解□」が書かれ、そのさらに後に「なにはつの歌」の第一句が書かれたことになる。したがって、a面とb面の「なにはつの歌」は一連のものでなく、分けて考えることになり、その点が不自然である。また、「なにはつの歌」を第二句から書きだした事例が今のところ見あたらない点も、この考え方の支障となる。しかし、この考え方では、b面の文字が二次的整形で切られ、a面の文字が現状の材の左右中央にうまくおさまっていることを、よく説明できている。また、「なにはつの歌」の第一句やその一部だけを書いた事例は多々あり、b面の「なにはつの歌」が第二句のあと途中までしか書かれていなかった可能性がある点からすると、a面b面の「なにはつの歌」が別々のものである可能性も考えられないことはない。

(ロ)の考え方では、まずa面に「□請請……事解□」が書かれ、次にその下部に「なにはつの歌」の第一句が書かれ、さらにb面の左右中央に第二句以下を続けて書いたことになる。これは、a面b面の「なにはつの歌」を一連のものとして理解できる点にメリットがある。しかし、何も書かれていない約五四センチもの立派な材に、まず最初に「□請請……事解□」という習書・落書が書かれたことに

なり、この点が不自然である。また、a面の右行に「奈良波都尔」と書いたあと、左行にその続きを書けるにもかかわらずb面に続けて書いたことも、あり得ないわけではないが、落ち着かない。

このように、(イ)(ロ)いずれの考え方にも一長一短があり、にわかにどちらとも決めがたい。しかし、いずれであれ、この木簡はⅠ類のような「歌木簡」とは見なしがたい。(イ)の場合はⅡ類④(b面)とⅡ類⑤(a面)、(ロ)の場合はⅡ類⑤に分類される。

(13) なにはつ木簡(平安京跡)

この木簡は、二〇〇〇年一月から二〇〇一年一〇月にかけて実施された平安京右京六条三坊の発掘調査⁽⁴²⁾で、その八町で検出された大規模な池状遺構SX八二〇から出土したうちの一点である⁽⁴³⁾。この遺構は、園池と推定されている。

この木簡は、二〇〇八年五月二八日に、堀内明博氏と京都市埋蔵文化財研究所深草収蔵庫において実見し、さらに同年七月二二日に奈良文化財研究所において、渡邊晃宏・山本崇・馬場基・古藤真平・堀内明博の各氏とともに赤外線テレビ装置を用いて調査を実施することができた。その再釈読による釈文は、つぎのようである⁽⁴⁴⁾。

a・「奈良波都□佐久夜」

b・「□□□□」

以上の調査による所見は、次の通りである。

- (1) 上端はケズられている。右角は斜めに整形されている。
 - (2) 下端もケズられ、右角が斜めに整形されている。
 - (3) 右辺はケズリ。a b両面ともメンドリされている。
 - (4) 上下両端はメンドリされていない。
 - (5) 左辺はケズリ整形されている。
 - (6) 右辺のケズリは、a面では文字を切っていない。b面では、明確ではないが、やはり文字を切っていないと見られる。
 - (7) 左辺は、a b両面とも墨書を切っている。
 - (8) a面には、「奈仁波都……」の八文字以外に、数種類の文字が書かれているが、判読できない。それらの前後関係は、確定できなかった。
 - (9) b面にも複数種類の文字があるが、判読できない。
 - (10) a面上端の「奈」、下端の「夜」は、いずれもケズリによって切られていない。
 - (11) a面最上部の「奈」の第三画は、メンドリされた斜めの面まで延びている。
 - (12) a面左側に「奈仁波都□佐久夜」につづく「コノハナ……」に相当する文字は認められない。またb面の文字も、判読はできないが、同様である。
- 以上の所見から、次の諸点が考えられる。
- 第一に、(1)(2)のように、上下端とも右角がわずかに斜めに削られ

ているが、これは相互に対応すると考えられる。また(3)のように、右辺がa b両面ともメンドリされているのは、この部分が側板の溝にはめ込まれていたことを推測させる。さらに、材がやや厚めであることも注意される。これらのことは、この材が、もとは何らかの製品の部材であり、それが転用されたことを推測させる。

第二に、しかし、(4)のように、上下端がメンドリされていないことは、この部分が折敷などの箱状のものの側板にはめ込まれていなかったことを示している。したがって、この材は、四辺とも側板の溝にはめ込まれるようなものではなかったと考えられる。

第三に、(11)のように、a面右辺のメンドリ面にまで墨書が及んでいるので、文字はメンドリ後に書かれたことになる。このことは、何らかの製品のままの状態、その底部に墨書したのではないことを意味する。また(6)(10)のように、上下端と右辺で文字は切られていないので、現状のような板材の状態（左辺側はのぞく）で書かれたことをうかがわせる。以上から、もともとの何らかの製品が解体されたあと、おそらくはその底板に墨書されたと見られる。

第四に、(7)のように、左辺はa b両面とも文字が切られているので、数次の墨書がなされたのちに左辺が割られ、(5)のようにケズリ整形されたことになる。

第五に、「奈仁波都□佐久夜」につづく文字は、(12)のように、a面の左行やb面のいずれにも認められなかった。a面やb面のワレ

た部分に書かれていた可能性はあるが、文字の配置としてかなり間延びしていて不自然である。この点からすると、もともとこの八文字だけが書かれたのであり、「なにはつの歌」の全体は書かれなかったと見るのがよからう。

以上から、この木簡については、つぎのように考えられることになる。

1 何らかの製品が解体され、おそらくその底板の部分が用意された。

2 a b 両面にわたって、何回か文字が書かれた。

3 「なにはつの歌」は、「奈仁波都□佐久夜」の八文字だけが書かれた。

4 左辺が割られてケズリ整形された。

以上、3 のように、「なにはつの歌」の八文字しか書かれなかったと見られるので、この木簡はⅠ類のような「歌木簡」ではなく、「なにはつの歌」が先に書かれたとすると、Ⅱ類④に分類されると考えられる。

五 歌木簡に関する諸問題

前節までに、これまでに観察することのできた木簡の中から、主要なものを選んで検討してきた。その結果、「歌木簡」について、

いくつかの問題点があることが明かとなった。以下、それらについて考えたい。

1. 歌木簡のデータ整理と地域分布

本稿では、前稿であげたものに加えて、八点の「歌木簡」提示することができた。前稿の表に加えて、あらためて全体を表1として整理しておきたい。

これによって、「歌木簡」の地域的な出土傾向を整理すると、以下のごとくである。

前期難波宮	一点	近江	一点(他に紫香楽宮一点)
飛鳥地域	二点	出羽	一点
藤原京	二点	越中	一点
平城宮	四点	播磨	一点
紫香楽宮	一点	阿波	一点
計	一〇点	計	五点

まず、宮都からの出土が全体の三分の二を占めている点に注意される。歌の主たる担い手である貴族官人たちが集中する空間であるので、歌木簡を用いる儀式やさまざまな宴その他が盛んに行われていたであろうから、この数字は妥当な傾向を示している。

しかしながら、畿外諸国から五点も出土していることも注意される。まず出羽(秋田城跡)と阿波(観音寺遺跡)については、いずれ

も国府関連遺跡である。中央から派遣されてくる国司を中心に「歌木簡」が使用されていたことをうかがわせる。

これ以外の近江（西河原宮ノ内遺跡）、越中（東木津遺跡）、播磨（辻井遺跡）については、遺跡の性格があまり明確ではないが、「歌木簡」の普及を考える手がかりとなる。これと関連して、この三点とも「なにはつの歌」を書いたものである点に注意すべきかも知れない。今後の事例の増加を待って、地方における「歌木簡」の普及について考えたい。

2. 歌木簡の二類型

前稿と本稿では、歌やその一部が書かれた木簡を分類し、そのうちのⅠ類のみを「歌木簡」とし、単に歌の一部のみを書いただけのものはⅡ類として「歌木簡」としては扱わなかった。この立場に変わりはないが、前稿でⅠ類の「歌木簡」をすべて一つのタイプとして認識していた点については、さらに精密に考える必要がある。

木簡(7)(8)の検討結果は、この点に再検討を迫るものであった。まず(8)「あまるとも木簡」は、歌を書くための木簡であるという点では「歌木簡」として問題ないのであるが、半尺強（二七ミリ）という小型の材に複数行で歌を書き、それが裏面に及んでいた可能性があった。このような使用法は、前稿で「歌木簡」としたものの特徴とは異なっている。

前稿では、①二尺や二尺半に及ぶ長大な材の②片面に③一行で歌を書いたものが多いことに注目して、これらの特徴を持つものを「歌木簡」とした。

ところが木簡(8)は、この①②③のいずれにも合致しないのである。また(7)「とくとさだめて木簡」については、長さは確定できなかったが、表裏にそれぞれ複数行で書いていた。これは②③に合致しない。これらからすると、木簡(7)(8)は、前稿で特徴づけたような「歌木簡」とは異なるタイプの「歌木簡」なのではないか。

このような観点から、前稿で取りあげた七点の木簡を見直してみると、その中に先の定義に合わないものが含まれていることに気づく。それは、

3 なにはつ木簡（藤原京跡）

6 玉に有れば木簡（平城京跡）

の二点である。前者は、前稿で取りあげたもののうち、ただ一つ二行書きのものであった。この点で③に合致しない。また、三九センチの長さは、通例の木簡に比べると大きいという印象があるが、二尺や二尺半にはかなり及ばない。①にも合致しないといううるかもしれない。

後者は、a面の歌からは約一尺の長さが推定され、b面にも別の歌が書かれていたとすると、約一尺半の長さが推定される。しかし、b面の文字を歌であるとするのは単なる推測であって、根拠はない。

表1 「歌木簡」対照表

木簡	a面の文字	b面の文字	出土場所	木簡の年代	現存長cm	文字部分のみの 推定長約cm	推定長尺	二次的利用・加工
1	皮留久佐乃…	なし	前期難波宮内西南隅付近 石上遺跡の北側 SD四〇八九	七世紀中	一八・五	四九	約二尺	a面に刃物跡
2	奈尔波ツ尔…	部名を列記 習書・落書	藤原京左京七条一坊西南坪の 池状遺構SG五〇一 藤原宮内から北流する溝 SD一〇五	天武朝ごろ 大宝初年 七世紀末～八世紀 初め	二九・五 三九 九・四	六二 五四 四〇	約二尺 一尺強 約一尺半	b面に部名列記 二次的整形 表裏に習書・落書 両面に習書・落書
3	奈尔皮ツ尔…(二行書き) 二行目下部に習書・落書	習書・落書	平城宮第一大極殿院の 西北隅部	和銅～養老期	二五・一	五三 六〇	約二尺	反対面に歌 切断・二次的整形
4	多、那都久… 習書・落書	習書・落書	平城宮東張り出し部東南隅 左京二坊坊間大路西側溝 SD五七八一	天平十九年木簡が伴 出	一三・六	a面二三・二 b面二二	a面約一尺 b面約一尺半	a b面それぞれに文字 a b面に物差の目盛 b面に習書・落書
5	□矢己乃者奈…	□伊己册利…	平城宮東院地区西辺部 南北溝SD三二九六B	宝龜五年木簡が伴出	五八・五	七四	約二尺半	b面に歌
6	玉尔有波…	□波□加…	宮町遺跡西大溝	天平十六年末から 十七年初以前に埋没	七・九+ 一四・〇	四六・五 四一・五 五二・八 五四・四	約二尺	b面に歌
7	目毛美須流…	「奈尔」	西河原宮ノ内遺跡 秋田城跡外郭東門跡外 土取り穴SG一〇三一	奈良時代後半 延暦十～十四年ごろ	一四・四 一八・一	七四～七七 a面約三〇 b面約三五	約二尺半 約一尺強	墨書の削り取り b面に歌
(1)	奈迹波ツ尔…	阿佐可夜…	東木津遺跡	九世紀後半 一〇世紀前半	二五	約四五	二尺前後	切断・二次的整形
(2)	奈尔波都尔佐	なし(削屑)	辻井遺跡、旧夢前川河川跡	七世紀初頭～八世紀 の木製品が伴出	三四・四	五五	約二尺	b面に習書・落書、側面から 削り込み
(3)	波流奈礼波…	由米余伊母…	観音寺遺跡、徳島南環状道路 自然流路SR一〇〇一V層	七世紀後半の土器が 伴出	一六・一	四八 三六	一尺半強 一尺強	a面に歌、b面に墨書
(4)	はルマ止左くや…	なし	飛鳥池遺跡の南北溝SD〇一	出土した溝の下限は 持統朝	一二・五	不明	不明	切断
(5)	□□□尔佐久□… 奈尔己矢己 奈尔波ツ尔…	習書・落書 墨書	平城宮跡土坑SK八二〇	出土土坑は天平宝字 末年に埋没	一七・一	上下完存	半尺強	b面に墨書
(6)	□止求止佐田目手… (二行書き)	□久於母閉皮 (二行書き)						
(7)	阿万留止毛… (二行書きと推定)	墨書						
(8)								

前掲の表との異動は次の通り。1.「年代」を「木簡の年代」とした。2.「次的利用」を「二次的利用・加工」とした。3.木簡3の「文字部分の推定長」を斜線から「上下完存」にあらためた。

これによると、a面で考えた場合、①に合致しないことになる。

木簡(7)(8)や前稿3・6木簡の存在を考慮すると、「歌木簡」は、前稿で定義したようなAタイプと、それ以外のBタイプの二類型に分けることができる。そして、この二類型は、単なる類型のちがいにだけにとどまらず、機能とも関連すると思われる。

3. 歌木簡の性格と機能

前稿における「歌木簡」の定義は、形態だけにとどまらず機能についても配慮したものであった。すなわち前稿では、長大な材の片面に一行で歌を書いたものを手に持って、典礼の場で詠いあげたのではないかと、の見通しを述べた。

しかし、(8)「あまるとも木簡」については、かなり小型で、裏面に文字が続いているから、同席者からは、裏側に文字が書かれていることがみえることになる。このような木簡は、単に歌を詠み上げるだけでなく、その所作も重要であったはずのフォーマルな度合いの高い場で用いられるものとしては考えにくい。

また、(7)「とくとさだめて木簡」については、どのような形式の歌がどのように書かれていたのか不確定であるが、一つの長歌を書いたものであったにせよ、または複数の歌を書き連ねたものであったにせよ、いずれの場合であっても、表裏に歌が続けて書かれたことは、木簡(8)と同じである。この木簡も、フォーマルな度合いの高

い場で使用された可能性は低いのではなからうか。

このことは、「歌木簡」を用いて、そこに書かれた歌を享受する場は、フォーマルな度合いの高い場だけに限られなかったことを示唆している。私的な内輪の歌宴や歌の集まりなどでも「歌木簡」は使用されたが、そこではもはや長大な木簡を用いて所作に気を配る必要がない。そこで、小型の材を用いたり(前稿6「玉に有れば木簡」、その表裏に歌を書いたり(木簡(7)(8)、片面に二行で書いたり(前稿3「なにはつ木簡」)したのであらう。

このことは、別の点からも推測することができる。(1)「あさかやま木簡」では、まず初めに「なにはつの歌」がa面に書かれた。それが何らかの儀式・歌宴で使用された後、その場から持ち帰られた木簡のb面に「あさかやまの歌」が書かれたと推測した。しかし、ここで注目したいのは、どちらの面の歌が先に書かれたにせよ、a面の歌とb面の歌が享受された場はそれぞれ異なっており、その場の性格もちがっていると考えられることである。

なぜなら、最初の場合では、大型の木簡の片面のみに歌が書かれていて、それをおかかて歌が詠まれたのに対して、二回目の場合では、同席者からは、詠み上げられている歌の面の反対側にも別の歌がすでに書かれていることが見えていることになる。この点からすると、後者の場合は、前者の場に比べて公式の度合いが高いとは言いにいくであろう。

以上と同様のことが、(3)「秋田城跡出土木簡」や、前稿5「両面
なにはつ木簡」についても言える。

以上からすると、Aタイプの「歌木簡」は、フォーマルな場にお
いて手でかかて詠う時に用いられ、Bタイプの「歌木簡」は、そ
れ以外のさまざまな場でさまざまなに用いられたと考えられる。

六 む す び

本稿では、前稿を受けて、「歌木簡」(Ⅰ類)や、歌の一部を書い
た木簡(Ⅱ類)のうち数点について検討した。前稿と本稿とで、現
時点で「歌木簡」と考えられるものをすべて検討したことになる。
その結果、「歌木簡」をA・B二つのタイプに分けることによって、
理解をさらに深めることができたと思う。また、「歌木簡」(Ⅰ
類)とそれ以外の歌の一部を書いた木簡(Ⅱ類)との区別も、より
明確にできたのではないかと思う。

しかし、Bタイプの「歌木簡」の性格、使用については、まだか
なり曖昧であり、単にタイプ分けをしたにとどまる。さらに類例の
増加を待つて検討を続ける必要がある。また、Ⅱ類の木簡について
も、本稿では問題を含むもののみを取りあげたが、他にも取りあげ
るべきものが多い。

もちろん、今後も「歌木簡」や歌の一部を書いた木簡が発見され

るであろう。それによって、「歌木簡」の類型、機能について、認
識がさらに深まることを期待したい。

註

- (1) 榮原永遠男「木簡として見た歌木簡」(『美夫君志』七五号、二〇〇
七年二月)
- (2) ただし、Ⅱ類⑤として書かれたものと、Ⅰ類②⑦のうち「歌の一
部」とは、機能・性格が重なるかも知れない。
- (3) 木簡検討小委員会のメンバーは、榮原永遠男、鷺森浩幸、古市晃、
渡邊晃宏の四名で、これを鈴木良章、岩宮隆司の両氏が補助している。
- (4) 岩宮隆司「滋賀・宮町遺跡」(『木簡研究』二二、二〇〇〇年一一
月)
- (5) 『宮町遺跡出土木簡概報2』(信楽町教育委員会、二〇〇三年三
月)
- (6) 「あさかやまの歌」の墨書発見の経緯その他については、つぎの二
つの新聞記事を書いた。『京都新聞』二〇〇八年六月三日文化欄、『福
島民報』同六月一五日文化欄。なお、川崎晃「万葉歌木簡の発見―木
簡解説の恐ろしさ―」(『高岡市万葉歴史館 万葉を愛する会だより』
五三号、二〇〇八年八月)が執筆された。
- (7) 『宮町遺跡出土木簡概報1』(信楽町教育委員会、一九九九年一一
月)および註5概報。
- (8) 当該木簡は、薄い上に小片に分離する寸前のもろい状態であるので、
スケールを直接当てて計測することは控えるべきである。また、肉眼
では、各文字の上下端の位置を正確に押さえることは難しい。したが
って、原寸大の赤外線写真で計測するのがもっとも安全で、かつ正確
な数値をえることができるのである。
- (9) 石神遺跡出土木簡(前稿の木簡2)、藤原京出土木簡(同木簡3)、

- 平城宮出土木簡(同木簡5)、東木津遺跡出土木簡(本稿の木簡4)、辻井遺跡出土木簡(同木簡5)、観音寺遺跡出土木簡(同木簡6)
- (10) ただし、厳密には、この木簡の樹種を確定し、それと同じ樹種で、古代の技法で製作して実験してみる必要がある。
- (11) 前稿では、歌木簡を使用する場として「典札」を想定した。しかし、第五節で検討するように、幅を広げて理解するのが適当である。
- (12) a 瀬口眞司・藤田琢司「滋賀・湯ノ部遺跡」(『木簡研究』一九九七年一月)、b 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会「西河原宮ノ内遺跡Ⅱ―野洲郡中主町西河原―(県道荒見上野近江八幡線改良工事に伴う中主町内遺跡Ⅵ)」(二〇〇一年三月)
- (13) a 日野久「秋田・秋田城跡」(『木簡研究』二二、一九九〇年一月)、b 『平成二年度秋田城跡発掘調査概報』、c 『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ)(一九九二年三月)、d 『秋田市史』第九卷、古代、史料編(二〇〇一年三月)
- (14) 秋田城跡調査事務所が当初提示した釈文は、注2c 『秋田城出土文字資料集Ⅱ』木簡番号一七九として示されているが、その後の再検討の結果、訂正釈文が提示された。小松正夫「秋田・秋田城跡(第一・八・一二号)」(『木簡研究』二九、二〇〇七年一月)。なお、この木簡については、吉田金彦氏の検討がある(吉田金彦『秋田城木簡に秘めた万葉集―大伴家持と笠女郎―』(おうふう、二〇〇〇年九月)。
- (15) ただし、一番目のものは、肉眼では墨に見えるが、赤外線テレビでは他に比してやや濃くうつる。この点を重視すると、墨痕とするには一抹の不安がある。しかし、他の文字部分にも、各所に墨の濃い部分がある。この点と肉眼による所見とを重視して、墨痕としてよいと判断する。なお、二番目と三番目のものは墨痕としてまちがいない。
- (16) 注1前稿。
- (17) 高岡市教育委員会『石塚遺跡・東木津遺跡調査報告―都市計画道路下伏間江福田線築造に伴う平成九・一〇年度の調査―』(高岡市埋蔵文化財調査報告七、二〇〇一年三月)
- (18) 木簡の年代は、注17報告書では「9世紀後半乃至これ以前と推定される」とされている。ここでは注20文献によった。
- (19) 荒井隆・岡田一広「富山・東木津遺跡」(『木簡研究』二二、一九九一年一月)
- (20) a 川崎晃「越」木簡覚書―飛鳥池遺跡出土木簡と東木津遺跡出土木簡―(『高岡市万葉歴史館紀要』一一、二〇〇一年三月)、b 同「気多大神宮寺木簡と難波津歌木簡について―高岡市東木津遺跡出土木簡補論―」(『高岡市万葉歴史館紀要』二二、二〇〇二年三月)
- (21) 荒井隆・岡田一広「富山・東木津遺跡(第二号)」(『木簡研究』二二、二〇〇一年一月)
- (22) 注17報告書は「はルマ止左くや古乃は□^{〔七九〕}」としている。注20文献では、□の文字につき、「七」あるいは「奈」としている。ここでは注20文献による。
- (23) 注17報告書所収の見取図参照。
- (24) 山本博利・秋枝芳「兵庫・辻井遺跡」(『木簡研究』八、一九八六年十一月)
- (25) a 『姫路市史』第八卷 史料編 古代中世1(二〇〇五年二月) 古代別編 三木簡、b 山本崇「難波津の歌の新資料―姫路市辻井遺跡出土木簡の再釈読―」(『奈良文化財研究所紀要』二〇〇六、二〇〇六年六月)、c 大谷輝彦「兵庫・辻井遺跡(第五・八号)」(『木簡研究』二八、二〇〇六年一月)
- (26) 山本博利・秋枝芳「辻井遺跡」(兵庫県教育委員会『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和六〇年度』一九八八年三月)
- (27) 伴出物に斎串を始めとする木製・土製・石製の祭祀用具が大量に出土していることから推測である。

- (28) a 藤川智之・和田萃「徳島・観音寺遺跡」(『木簡研究』二二、一九九一年一月)、b 財団法人徳島埋蔵文化財センター編「観音寺遺跡Ⅰ(観音寺遺跡木簡篇)——一般国道一九二号徳島南環状道路改築に伴う埋蔵文化財発掘調査——」(二〇〇二年三月)。釈文・法量は、この両者で異なっているが、後者の文献によった。

- (29) 第六字目の「作」については、「佐」の可能性をめぐって議論が続いている。東野治之「出土資料からみた漢文の受容——漢文学展開の背景——」(『国文学 解釈と教材の研究』四四——、一九九九年九月)、森岡隆「仮名発達史における難波津の歌」(『書学書道史研究』九、一九九九年九月)。

- (30) (1)~(4)(6)は、注28 b 文献に指摘されている。これを再確認した。

- (31) 毛利光俊彦・島田敏男・花谷浩・寺崎保広「飛鳥池遺跡の調査——第84次・87次——」(『奈良国立文化財研究所年報』1989・II、一九九八年九月)。

- (32) a 奈良文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十三)」(一九九八年九月)に公表された釈文が、b「同(十五)」(二〇〇二年三月)で訂正されている。なお、ホ片まで写った写真は、c 木簡学会編「日本古代木簡集成」図版二二四(東京大学出版会、二〇〇三年五月)に収録されている。

- (33) a 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一」(平城宮発掘調査報告Ⅴ、一九六九年一月)、第六号木簡、b 工藤圭章・坪井清足・田中琢「昭和三十五年度平城宮跡第3・4・5次発掘調査概要」(『奈良国立文化財研究所年報一九六一——一九六一年一〇月』)、c 東野治之「奈良・平城宮跡(第五次)」(『木簡研究』創刊号、一九七九年一月)。

- (34) 木簡(9)と(10)は、前稿でも簡単に取りあげたが、現物の観察にもとづいて、再度検討する。

- (35) SK八二〇土坑に注目しておきたい。これは、本文に述べたように、

平城宮第二次内裏北部外郭内で検出されたゴミ捨て穴である。多量の遺物とともに一八四三点の木簡が出土している。この木簡の中に、(9)(11)の三点の歌に関係する木簡が含まれていた。「歌木簡」と考えられるものは、私見によると、これまでに一五五しか出土していない。また、それ以外の歌に関係する木簡もそれほど多く出土していない。ところが、三点が同じ遺構から出土しているのは、比率として多いといえる。この土坑に投棄された品々の中に、内裏に関係するものが含まれているとすると、内裏関係者のなかに歌を意識にのぼらせる機会のある人々が、他に比べて少くない比率でいたことを示唆しているのではない。しかし、この三点が、いずれも「歌木簡」ではない点にも注意する必要がある。「歌木簡」を用いるような儀式あるいは歌宴は、SK八二〇のある第二次内裏北部外郭付近では行われなかった公算があることを示している。

- (36) a 奈良国立文化財研究所「平城宮木簡一」(注三四、一九六九年一月)、第七九号木簡、b 奈良国立文化財研究所「平城宮第一三次発掘調査出土木簡概報」(一九六三年一〇月)、c 狩野久「第三次平城宮発掘調査出土の木簡」、d 本村豪章・鈴木充「昭和三十八年度平城宮発掘調査概報」(ともに『奈良国立文化財研究所年報一九六四——一九六四年一月』)、e 今泉隆雄「奈良・平城宮跡(第三次)」(『木簡研究』二、一九八〇年一月)。

- (37) c 面「長夜」□は、釈文では「長夜及一□」としているが、「及」の字は墨色も異なり、主要な文字列の文字とは見られない。習書の一部である。

- (38) このうち「乃」は、「及」の横に並べて書かれており、「及」の「乃」部分とよく似ている。「及」の一部を書いた可能性がある。

- (39) c 面の習書・落書の「夜」の字は、第七画の点を欠いている。また一応「久」とした文字二つのうち、上の文字は、第三画が第二画と交

差している。そうすると、「久」は「夜」の一部を書いた可能性もある。

- (40) a 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)』(一九八七年六月)、b「内裏東方東大溝地区の調査 第一七二次」(同『昭和六一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』一九八七年六月)、c「内裏東方東大溝地区(第一七二次)の調査」(同『奈良国立文化財研究所年報一九八七』一九八八年三月)
- (41) 渡邊晃宏氏のご教示による。
- (42) 財団法人古代学協会『平安京跡研究調査報告 第二〇輯 平安京右京六条三坊』(二〇〇四年三月)
- (43) 本木簡は、同遺跡から出土した他の木簡とともに、堀内明博「京都・平安京右京六条三坊七・八・九・十町」『木簡研究』二四、二〇〇二年十一月) によってはじめて報告された。
- (44) 堀内明博「京都・平安京右京六条三坊(第二四号)」『木簡研究』三〇、二〇〇八年十一月)

〔付記〕①本校投稿後、石神遺跡(二〇〇八年一〇月一七日)と馬場南遺跡(同二〇〇月二日)の出土木簡に関する報道が相次いだ。前者は、森岡隆「万葉歌を記した七世紀後半の木簡の出現」(『書美』七三、同四月一日)における指摘が改めて報道されたものである。森岡論文の発表は、宮町遺跡の「あさかやま木簡」の発表(同五月二日)に先行する。従って、後に万葉集に収録される歌が書かれた木簡の発見は、森岡論文が最初である。宮町木簡の発表時に同論文を見落としていたことを森岡氏におわびする。②馬場南遺跡木簡は、私のいう「歌木簡」と見てよい。本稿では歌木簡の数を一点としたが、早くも一点と訂正する必要が生じた。なお石神木簡は、一行七文字の二行しか書かれておらず、歌全体を書く意識はなかったと判断される。特異な形状と相まって、私には今のところこの木簡

の用途がわからない。歌の一部を書いたものではあっても「歌木簡」ではないと考えている。③大飼隆「木簡が探る和歌の起源」(笠間書院、同九月三〇日)が刊行された。国文学の立場から歌に関わる木簡を正面から取り上げた著作として注目される。私見についていくつか批判をいただいているが、ここでは一点についてのみ述べたい。前稿の段階(二〇〇七年九月投稿)ではまだ私見は未熟で「歌木簡」をAタイプしか想定しておらず、それを使用する「典札」もフォーマルな度合いの高い場しか念頭になかった。しかしその後、木簡学会の報告(同十二月)では、二つのタイプがあり、それが機能と連動しており、右のような場だけに限らず、私的な内輪の歌宴や歌の集まりなどでも使用された可能性を述べた。大飼氏は榮原は「歌木簡」がつくられる機会が多くなく、つくったのは役所の幹部クラスであった」と考えているとしている。私見は正倉院文書の世界との比較で相対的に論じたものであるが、木簡学会報告をふまえて付言すると、Aタイプは、フォーマルな度合いの高い典札の場に出席できる官司の幹部クラスと関わって使用され、Bタイプは、幹部クラスも含めてもっと下級の人々までもに関わり、さまざまな歌に関わる集まりで使用されたと考えている。

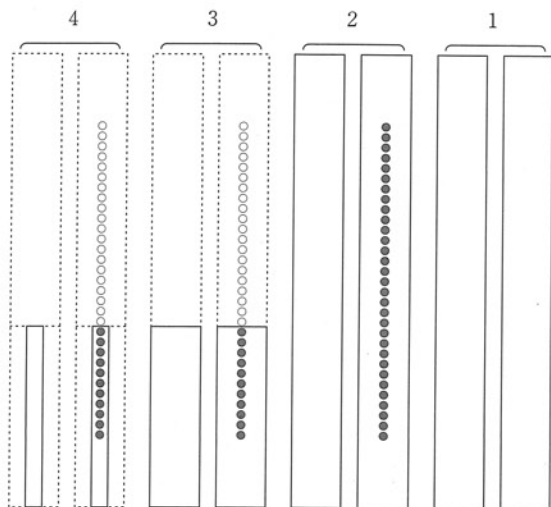


図7 はるべと木簡（東木津遺跡）の変遷

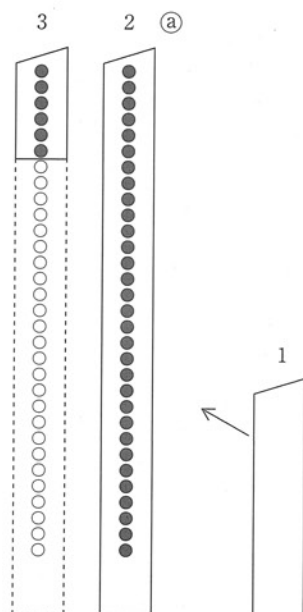


図3 なにはつ木簡
（西河原宮ノ内遺跡）の変遷

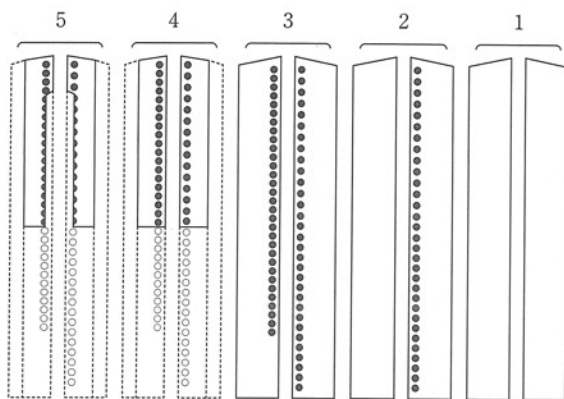
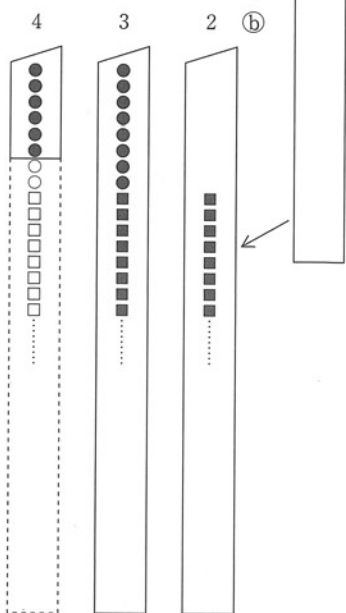


図5 はるなば木簡（秋田城跡）の変遷



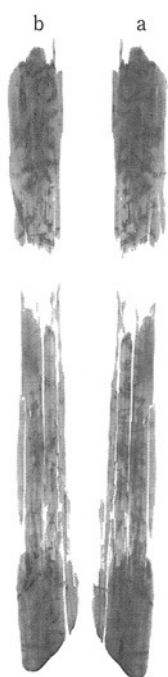


図 1



図 2



図 6



図 4

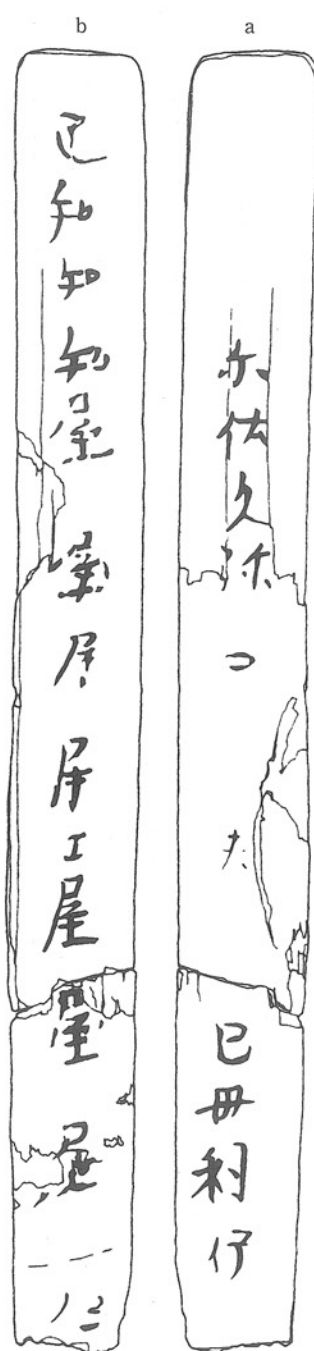


図 8

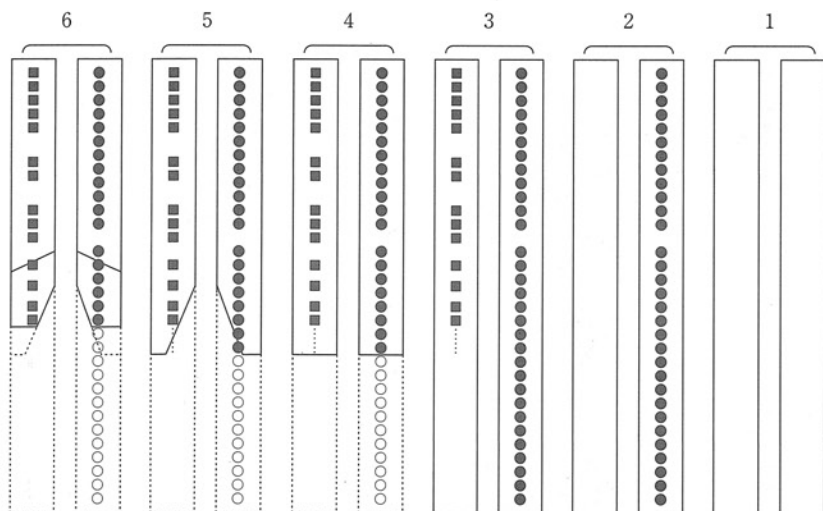


図9 なにはつ木簡（辻井遺跡）の変遷

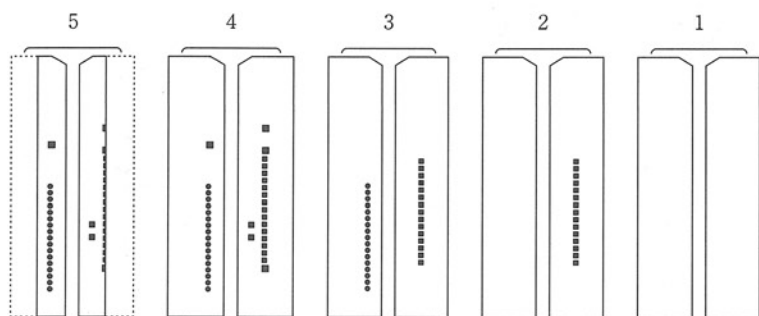


図16 たしひと木簡（平城宮跡）の変遷

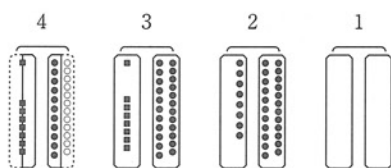


図13 あまるとも木簡（平城宮跡）
の変遷

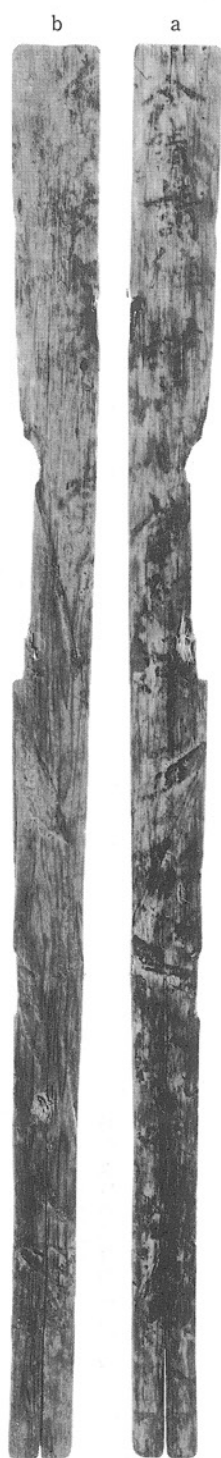


図18

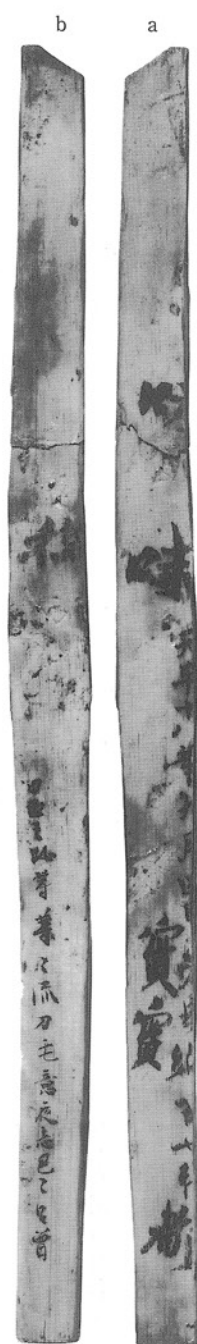


図15



図12



図11



図17

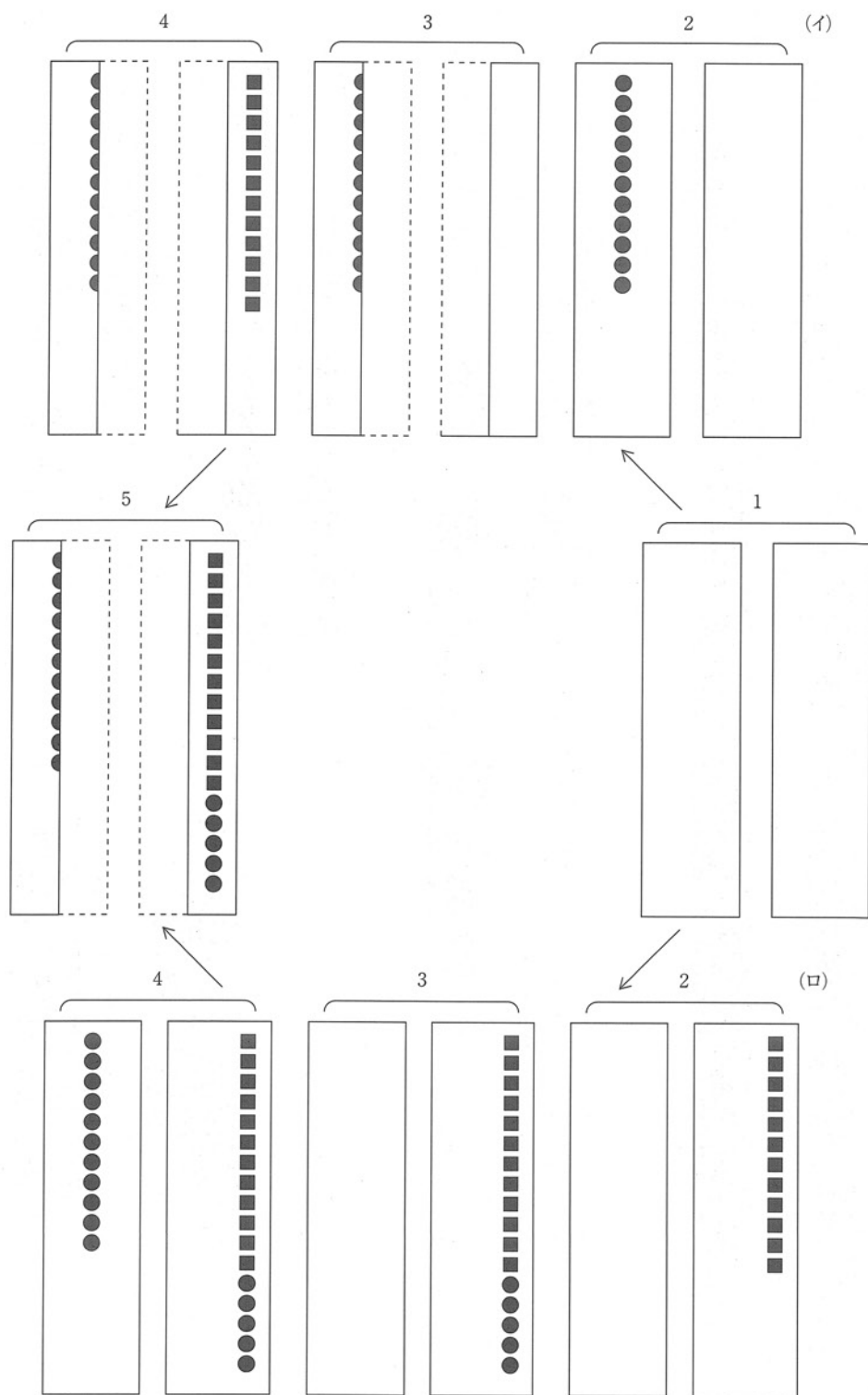


図19 なにはつ木簡（平城宮跡）の変遷

